

# 令和5年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第1日目 令和5年3月7日(火)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより、3月定例会を開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。6番 京極幸村君、7番 村井昇君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 畠山一充君の報告を求めます。

議会運営委員長 畠山一充 おはようございます。私から、3月定例会の日程・運営等について、審議いたしました。当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。 去る2月27日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、3月定例会の日程・議案等について、委員会が開かれました。  
今定例会の議案は、当局から補正予算関係議案が5件、条例関係議案が23件、計画の変更議案が1件、当初予算関係議案が7件、人事案件が15件の計51議案となっております。  
また、陳情は5件、議会関係では条例制定議案が1件、一般質問者は7名となっております。  
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、町長並びに教育長の施政方針、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議長発議による予算特別委員会の設置について審議したあと、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第、各常任委員会に入らせていただきます。  
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入らせていただきます。  
最終日は、各委員会に付託された議案について、委員長報告のあと、討論・採決を行います。  
なお、議案第46号から議案第57号までの「八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意をもとめること」の採決につきましては、議案第46号のみ議件名を読み上げますが、議案第47号から57号につきましては、議件名を省略し議案番号のみで進めさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。  
また、最終日に審議して頂く、日程第53、発委第1号「八郎潟町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」は議会日程資料の166ページ以降に掲載されておりますので、目を通しておいて下さるようお願いいたします。  
今定例会は、各会計当初予算の審議に時間を要することから、本日から3月17日までの11日間で行うことにしております。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から17日までの11日間と決定して、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、そのように決定致します。  
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
日程第3、議長の諸般報告に入ります。  
この報告は、令和4年12月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しております。  
その報告書をもって議長の諸般報告にかえさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。  
以上で議長の諸般報告を終わります。  
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。はい、畠山町長。

- 町長 畠山菊夫 ( 町長の行政報告 別紙のとおり )
- 議長 伊藤秋雄 確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いします。町長の行政報告に対する質問を行います。質問のある方は挙手してください。はい、6番 京極幸村君。
- 6番 京極幸村 1ページ目の電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金について、家計急変世帯として1名支給対象とならなかったということですが、この件について詳細をお伺いしたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。
- 総務課長 村井健一 家計急変世帯として申請した方1人おりましたと報告しておりますが、この家計急変世帯というのは、令和4年1月1日以降、非課税世帯にはならないんですが、その期日以降に急激な収入の落ち込み等であった場合は、申請してその内容について審査して該当するものであれば対象とするというところでしたが、この方は残念ながら、なかったと、収入がそこまで落ち込んでいなかったというところがございます。以上です。
- 議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。4番 北嶋賢子君。
- 4番 北嶋賢子 はい、4番です。京極議員と同じ質問でした。どうしてかなと思っていたんですけど今の説明で納得しました。一つお礼を言いたいと思います。除雪に関してですけども、浦城の駐車場まで今年も除雪をして頂きまして、感謝申し上げます。有難うございます。終わります。
- 議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。
- 2番 小柳 聡 2番の小柳です。地域商品券、2月3日現在の使用額となっておりますけども、もし直近で3月2日に多分換金の方提出されていると思うので、直近でもしどこまでいっているか分かればお知らせ願います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。
- 産業課長 千田浩美 すいません、直近、まだ速報値出ておりません。と言うのは締め切ってから数業者が換金しないで直接こちらに持ってきてる業者もまだおります。ですので、後で担当の方に聞いてお答えしたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、7番 村井昇君。
- 7番 村井 昇 村井です。2ページになりますが、幼稚園児数が108人ですがその内訳と言いますか、0歳から5歳ですか6歳ですか何人位ずつになってるものでしょうか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。
- 福祉課長 一ノ関一人 この園児数の詳細については、ちょっと0歳から5歳までのそれぞれの園児数について後でお知らせ致します。トータルでまず0歳から5歳までが108人ということです。
- 議長 伊藤秋雄 いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第5、町長の施政方針を求めます。畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 ( 町長の施政方針 別紙のとおり )
- 議長 伊藤秋雄 町長の施政方針を終わります。次に、日程第6、教育長の町の教育に関する施政方針を求めます。江島教育長。
- 教育長 江島廣 ( 教育長の施政方針 別紙のとおり )

議長 伊藤秋雄 教育長の施政方針を終わります。  
次に、日程7、議案第9号から日程第42、議案第44号についてまでの議案36件を各委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、そのように決定いたします。  
提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。  
始めに、補正予算書をご覧ください。

議案第9号 令和4年度八郎瀉町一般会計補正予算(第8号)について

補正予算書1ページ、歳入歳出から、それぞれ572万円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億8,172万2千円としております。

6ページ、第2表「繰越明許費」をご覧ください。

農林水産業費の農地耕作条件改善事業115万5千円をはじめ、記載しております9事業については、総額2,800万7千円を令和5年度へ繰り越すものでございます。

それでは歳入の概要をご説明いたします。

いずれの科目につきましても、交付額の確定や実績見込みなどにより、歳入額を追加または減額しております。

14・15ページ、地方交付税の普通交付税に1億5,657万3千円を、16・17ページ、特別交付税に2,400万円をそれぞれ追加しております。18・19ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金の児童手当負担金から380万6千円を、民生費国庫補助の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費補助金から900万円を、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金から418万8千円をそれぞれ減額しております。

土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金1,290万1千円を、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金265万4千円をそれぞれ減額しております。

県支出金、民生費県負担金の国保保険基盤安定負担金481万1千円の追加は交付決定によるものでございます。

20・21ページ、農林水産業費県補助金の新規就農者育成総合対策事業費補助金209万2千円、教育費県補助金の農山漁村地域整備交付金1,041万7千円、22・23ページ、寄附金の八郎瀉町がんばれふるさと基金寄附金200万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

24・25ページ、繰入金の財政調整基金繰入金につきましても、2億5,233万円を減額し、補正後の繰入額を1億3,476万9千円としております。

前年度繰越金には1億5,814万2千円を追加し、補正後額を令和3年度決算における実質収支額と同額の2億53万9千円としております。

諸収入、雑入の一体的実施事業業務委託料508万9千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

26・27ページ、町債につきましても、事業費の確定、実績見込みなどにより、総額で4,020万円を減額しております。内訳につきましても、8・9ページの第4表「地方債補正」をご覧ください。

高岳地区ほ場整備事業債については1,890万円を追加し、市町村役場機能緊急保全事業債をはじめ6事業につきましても、充当事業の実績見込みなどにより限度額を変更しております。町道中嶋線外道路改良事業債については、令和5年度の実施により、また臨時財政対策債については、普通交付税の追加交付などによりそれぞれ廃止したものであります。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

30・31ページ、総務費、財産管理費の積立金に、総額1,922万1千円を追加しております。

そのうち、がんばれふるさと基金積立金には、1,425万円を、森林環境譲与税基金積立金には、299万8千円をそれぞれ追加しております。

34・35ページ、新庁舎建設事業、工事請負費の旧庁舎解体工事3,348万4千円の減額は、実績によるものでございます。

38・39ページ、民生費、社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金については、1,105万円を減額しております。これは、給付金の実績によるものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金については、保険基盤安定負担金の交付決定により1,009万円を追加しております。

40・41ページ、障害福祉費の扶助費については、障害児給付費327万5千円の減額をはじめ、総額で693万8千円を減額しております。いずれにつきましても給付費等の実績見込みによるものでございます。

児童措置費の扶助費については、児童手当549万5千円をはじめ総額で711万6千円を減額しております。

48・49ページ、農林水産業費、農地費の負担金、補助及び交付金を総額2,091万4千円追加しております。いずれにつきましても県営土地改良事業の負担金の確定による増減であります。

林道管理費の林道天池線改良工事測量設計委託料については、令和5年度の実施としたことにより251万9千円を減額しております。

50・51ページ、土木農の社会資本整備総合交付金事業につきましても、総額で2,281万2千円を減額しております。これは、社会資本整備総合交付金の減額配分による事業の精査等によるものでございます。

48・49ページ、観光費の一日市盆踊り補助金450万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業を中止したためであります。

52・53ページ、公共下水道費の公共下水道事業特別会計繰出金は635万2千円を減額しております。

54・55ページ、消防費、常備消防費の湖東地区行政一部事務組合負担金については475万2千円を減額しております。

56・57ページ、教育費、学校管理費の学校長寿命化改良工事1,137万5千円の減額は、実績によるものでございます。

58・59ページ、文化財保護費の総額1,051万円の減額は、主に館ノ下遺跡の本発掘調査の実績見込みによるものでございます。

60・61ページ、公債費につきましても、総額1億4,041万6千円を追加しております。そのうち1億4,499万6千円については、平成28年度及び平成30年度に借入した臨時財政対策債の繰上償還に係るものでございます。

なお、各項目に計上されている人件費につきましても、62ページからの給与費明細書に総額を記載しております。特別職では82万5千円、一般職でも2,881万9千円の減額となっております。

以上が一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。

#### 議案第10号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

67ページ、歳入歳出に、それぞれ195万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,712万1千円としております。

74・75ページ、歳入主なものは、一般会計繰入金に1,009万円を追加し、前年度繰越金については、871万5千円の減額としております。

78・797ページ、歳出の主なものは、諸支出金の償還金に203万7千円を追加しております。これは、平成29年度の国民健康保険財政調整交付金の修正に伴う返還金でございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

#### 議案第11号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

81ページ、歳入歳出から、それぞれ397万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,384万3千円としております。

84ページ、第2表「継続費補正」をご覧ください。下水道費の公営企業法適用化移行事業につきましても、令和4年度の年割額を46万2千円に変更し、補正後の総額を662万2千円としております。これは、法適用化移行支援業務の実績見込みにより年割額及び総額を変更するものでございます。

85ページ、第3表の繰越明許費につきましても、秋田湾・雄物川流域下水道事業、下水道維持管理事業については、総額1,423万1千円を令和5年度に繰り越すものでございます。

90・91ページ、歳入の主なものは、使用料の下水道使用料を215万5千円減額し滞納分を104万4千円追加しております。

一般会計繰入金については635万2千円を減額し、前年度繰越金を441万円追加しております。下水道事業債については事業の実績見込みにより総額140万円を減額しております。

92・93ページ、歳出の主なものは、下水道費の秋田湾・雄物川流域下水道負担金を74万5千円追加し、下水道維持管理費では消費税及び地方消費税171万9千円をは

じめ、総額で224万5千円を減額しております。

公営企業法適用化移行事業については、実績見込みにより219万5千円を減額しております。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

議案第12号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

97ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ548万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億1,089万1千円としております。

104・105ページ、歳入の主なものは、保険料の第1号被保険者保険料を349万4千円、繰入金介護給付費準備基金繰入金を396万4千円それぞれ減額し、前年度繰越金については、1,110万8千円を追加しております。

106・107ページ、歳出の主なものにつきましては、保険給付費の介護サービス等諸費を総額580万円、介護予防サービス等諸費を総額110万円それぞれ追加し、108・109ページ、特定入所者介護サービス等費を200万円減額しております。

いずれの増減につきましても給付等の見込みによるものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

議案第13号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第7号）について

115ページ、収益的収入から267万円を減額し、総額を1億5,531万円に、また収益的支出に54万4千円を追加し、総額を1億5,457万7千円としております。

118・119ページ、収益的収入では、年間水道使用料を267万円減額し、補正後の給水収益を1億3,605万9千円としております。

収益的支出の主なものは、原水及び浄水費の浄水場電気料を132万円追加し、浄水場修繕費繰入額については100万円を減額しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第7号）の概要でございます。

次に、会議日程資料の6ページをご覧ください。

議案第14号 八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

近年の物価上昇等を鑑みた公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ作成、選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の単価を引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

議案第15号 八郎潟町機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住民サービスの向上と行政需要の変化に対応するため、効率的かつ機動的な行政組織を構築し、事務の効率化を図るとともに、適時適切な事務の執行体制を整備するため、関係する条例の改正にあたり本条例を制定するものでございます。

17ページをご覧ください。

議案第16号 八郎潟町個人情報保護法施行条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体についてそれぞれ分かれていた規律が、改正法に統合されることとなります。

それにより、令和5年度からは、八郎潟町でも改正法が直接適用されるため、現行の八郎潟町個人情報保護条例を廃止し、改正法の施行に関して必要な事項として、改正法で委任された事項や条例で定めることが許容される事項を新たに規定する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

20ページをご覧ください。

議案第17号 八郎潟町個人情報保護審査会条例の制定について

八郎潟町個人情報保護法施行条例の施行により、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求の調査審議等をするため八郎潟町個人情報保護審査会を設置する必要があるため本条例を制定するものでございます。

24ページをご覧ください。

議案第18号 公益的法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、公益的法人等に派遣することができない職員に職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理

監督職員を加えることから、本条例を改正するものでございます。

27ページをご覧ください。

議案第19号 八郎潟町職員の降給の事由に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例附則第14項で定める事由を降給の事由とする必要があるため、本条例を制定するものでございます。

29ページをご覧ください。

議案第20号 八郎潟町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、減給の処分により給与から減ずる額の上限額を定める必要があるため、本条例を改正するものでございます。

31ページをご覧ください。

議案第21号 八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、所要の規定の整理を行う必要があることから、各条例の一部を改正するものでございます。

39ページをご覧ください。

議案第22号 八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職員を加えることから、規定の改正が必要であるため、本条例を改正するものでございます。

45ページをご覧ください。

議案第23号 八郎潟町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員に自発性や自主性を活かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供するため、地方公務員法に基づく「自己啓発等休業」を導入するため、本条例を制定するものでございます。

48ページをご覧ください。

議案第24号 八郎潟町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、定年が引き上げられたことから、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分協業の導入に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

50ページをご覧ください。

議案第25号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、規定の整備が必要となったため本条例を改正するものでございます。

68ページをご覧ください。

議案第26号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、定年が延長されたため、定年前に退職する意思を有する職員の募集の条件の年齢について改める必要があることから、本条例を改正するものでございます。

70ページをご覧ください。

議案第27号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、60歳を超える職員に係る給与に関する特例措置を講ずる等の必要があり、条例の改正が必要となったため、本条例を改正するものでございます。

106ページをご覧ください。

議案第28号 特別会計条例一部を改正する条例について

特別会計条例と、八郎潟町水道事業の設置等に関する条例で重複しており、特別会計条例から削るため、本条例を改正するものでございます。

108ページをご覧ください。

議案第29号 八郎潟町債権管理条例の一部を改正する条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、八郎潟町個人情報保護条例を廃止し、新たに八郎潟町個人情報保護法施行条例が制定され、本条例における引用条項等が変更になるため、本条例を改正するものでございます。

110ページをご覧ください。

議案第30号 八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、本条例を改正するものでございます。

115ページをご覧ください。

議案第31号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が令和4年11月30日に公布され、令和5年4月1日から施行されることにより所要の改正が必要のため、本条例を改正するものでございます。

121ページをご覧ください。

議案第32号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、本条例を改正するものでございます。

123ページをご覧ください。

議案第33号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行等に伴い、出産育児一時金の支給額について、その基本額を引き上げる必要があるため、本条例を改正するものでございます。

125ページをご覧ください。

議案第34号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日公布、令和5年4月1日に施行されることに伴い、町が管理する道路の占用料の額を改定する必要があるため、本条例を改正するものでございます。

145ページをご覧ください。

議案第35号 八郎潟町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により定年前再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項を定める等の必要があり、また所要の規定の整備をする必要があるため、本条例を改正するものでございます。

160ページをご覧ください。

議案第36号 八郎潟町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

水道事業を運営するにあたり、現状に合わせた規定の整備及び機構改革に伴う課名の変更をする必要があるため、本条例を改正するものでございます。

162ページをご覧ください。

議案第37号 八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について

八郎潟町過疎地域持続的発展計画の事業内容の追加により、計画の変更を要するため提案するものでございます。

続きまして、令和5年度八郎潟町各会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

当初予算書をご覧ください。

議案第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算について

予算書1ページ、歳入歳出予算の総額を32億2,491万3千円とし、前年度比5億1,263万3千円、13.7%の減となっております。

別添の一般会計予算資料2ページをご覧ください。

歳入につきましては、町税、繰入金などの自主財源が総額で6億7,253万2千円と前年度比2億6,988万4千円、28.6%の大幅増となっております。

また、地方交付税、国庫支出金などの依存財源につきましては、総額で25億5,238万1千円と、前年度比2億4,274万9千円、8.7%の減となっております。

同じく予算資料の4ページ、性質別の歳出につきましては、人件費、扶助費などの義務的経費が総額で13億5,584万8千円と、前年度比4,484万7千円、3.2%の減であり、物件費、補助費等などの消費的経費につきましては、総額で9億6,191万円と、前年度比1億88,876万5千円、16.4%の減となっております。

普通建設事業費を主とする投資的経費につきましては、総額で3億9,095万6千円と、前年度比2億8,572万8千円、42.2%の減となっております。

また、貸付金、繰出金などその他経費につきましては、総額で5億1,619万9千円と、前年度比670万7千円、1.3%の増となっております。

それでは、歳入予算の主なものをご説明いたします。

予算書9ページをご覧ください。

町税に4億2,599万9千円を計上し、前年度比225万9千円の増としております。

地方交付税は、前年度同額の16億3,500万円、国庫支出金につきましては、2億8,207万6千円を計上し、前年度比1億5,338万5千円の減としております。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、学校施設環境改善交付金の減などによるものでございます。県支出金は、前年度比1,854万7千円減の2億5,310万4千円を計上しております。

繰入金には、1億4,263万3千円を計上し、町債は、新庁舎建設事業に係る市町村役場機能緊急保全事業債などの減により、前年度比7,440万円減の2億2,060万円としております。内訳につきましては、7ページの第2表「地方債」をご覧ください。

掲載しております11事業については、いずれも交付税措置のある地方債であります。

なお、歳入の詳細につきましては、12ページから37ページまで記載しております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

46・47ページ、総務費、電子計算費の委託料に総額3,041万6千円を計上しております。そのうちサーバ更改業務委託料2,399万4千円については、老朽化しているサーバ機器を更新するものでございます。

48・49ページ、使用料及び賃借料のペーパーレス会議システム使用料142万3千円は、タブレット端末等を用いたペーパーレス会議など、業務の効率化を図るためのシステム使用料であります。

負担金、補助及び交付金には、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金4,264万6千円を計上しております。これは平成26年度から稼働している県内町村の電算システム共同化に係る負担金でございます。

自治振興費には南秋地域公共交通活性化協議会負担金701万円、湖東厚生病院運営費補助金1,766万1千円をそれぞれ計上しております。

50・51ページ、新庁舎建設事業費につきましては、連絡通路等整備工事など総額1億3,710万円を計上しております。

60・61ページ、民生費、社会福祉総務費の報償費に出産祝い金200万円を、62・63ページ、負担金、補助及び交付金の結婚新生活支援事業補助金に150万円を、繰出金には国民健康保険特別会計繰出金4,321万2千円をそれぞれ計上しております。

そのうち出産祝い金につきましては、町単独支給分として1人当たり3万円を10万円へ増額しております。

また、結婚新生活支援事業については夫婦として生活をスタートさせようとする世帯に対し、住宅取得費用などの一部を補助するものでございます。

医療給付費の扶助費には、総額で6,832万円の福祉医療費を計上しており、そのうち町単独分は775万円となっております。

障害福祉費の障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託料308万円につきましては、令和6年度からの次期計画策定に係るものでございます。扶助費には自立支援給付費など総額で1億7,325万2千円を計上しております。

64・65ページ、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には1億5,020万7千円を計上しております。

68・69ページ、児童措置費には地域子育て支援センター事業委託料849万1千円



すこやか子育て支援事業費補助金 1, 424万2千円をそれぞれ計上しております。

扶助費の児童手当 4, 803万円は、中学校修了前までの児童等に支給されるものであります。施設型給付費 1億1, 510万7千円につきましては、認定こども園の運営費に係るものでございます。

74・75ページ、衛生費、予防費には、新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る経費を含め総額 3, 172万3千円を計上しております。

76・77ページ、母子衛生費の負担金、補助及び交付金には、総額 274万6千円を計上しております。そのうち出産・子育て応援交付金 200万円につきましては、経済的支援として妊娠届出時及び出生届出時に、それぞれ現金 5万円を交付するものでございます。

78・79ページ、健康増進事業費には総合健診委託料 1, 277万2千円を計上しております。

80・81ページ、環境衛生費の委託料には、地球温暖化対策実行計画策定委託料 224万4千円を、負担金、補助及び交付金には湖東地区行政一部事務組合負担金の衛生費分として 648万8千円を、後期高齢者医療費には県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 9, 129万5千円を、繰出金には後期高齢者医療特別会計への事務費及び保険基盤安定繰出金として総額で 3, 044万2千円をそれぞれ計上しております。

82・83ページ、塵芥処理費にあつては、ゴミ収集業者委託料に 1, 339万6千円、八郎湖周辺清掃事務組合負担金に 5, 762万2千円、し尿処理費では、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合負担金 1, 046万8千円をそれぞれ計上しております。

84・85ページ、上水道費の上水道整備事業出資金 5272千円につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金事業として実施する送水管布設替工事に係るものでございます。

86・87ページ、農業総務費には、この秋に潟上市で開催される秋田県種苗交換会の協賛金として 200万円を計上しております。

88・89ページ、農地費の負担金、補助及び交付金には、高岳地区ほ場整備事業負担金 1, 033万5千円、90・91ページには湛水防除事業負担金 137万5千円などを計上しております。そのうち、高岳地区ほ場整備事業につきましては、整備区域の西側及び北側の測量設計、区画整理及び暗渠排水工事などを県が実施するものでございます。

土地改良施設管理費の多面的機能支払交付金 3, 174万5千円につきましては、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を支援するものでございます。

92・93ページ、林業振興費には高岳山いこいの森整備工事 1, 335万2千円を計上しております。これは高岳山いこいの森の登山道について、県補助金を活用して散策路、階段及びロープ手摺などを整備するものでございます。

なお、本整備工事は令和6年度までの2カ年を予定しております。林道管理費の工事請負費には林道2路線の改良及び修繕工事分として総額 1, 778万3千円を計上しております。

94・95ページ、商工費、商工振興費の、まちづくり活動センター管理運営委託料 1, 298万3千円につきましては、同センターの管理運営に係る人件費、光熱水費及び燃料費などがあります。H a c h i L A B 補助金 1, 600万円については、はちらぼH O U S ・商店などの収益事業に係る補助でございます。貸付金には、秋田県信用保証協会貸付金 2, 100万円を計上しております。

96・97ページ、観光費には三倉鼻地区法面改修測量設計業務委託料 368万5千円を計上しております。

98・99ページ、土木費、道路維持舗装費に町道・下水路整備工事 1, 728万6千円を計上しております。これは、町道家ノ後団地1号線の防護柵改修工事をはじめ町道の維持補修等に係るものでございます。

100・101ページ、社会資本整備総合交付金事業の町道整備工事 5, 353万7千円につきましては、町道役場大道線道路改良工事などに係るものでございます。道路メンテナンス事業につきましては、ふれあいロード橋補修工事委託料 6, 924万5千円を計上しております。

102・103ページ、公共下水道費には、公共下水道事業特別会計繰出金 1億6, 012万9千円を、消防費の常備消防費には、湖東地区行政一部事務組合負担金 1億5, 154万4千円をそれぞれ計上しております。

106・107ページ、災害対策費の防災行政無線屋外子局改良工事 2, 441万9千円につきましては、老朽化している屋外子局のうち3基について改良工事を実施するものでございます。

110・111ページ、教育費、教育助成費には学校給食費助成金 1, 655万2千円を計上しております。

118・119ページ、文化財保護費には館ノ下遺跡本発掘調査にて出土した遺物の整理作業、報告書の作成に係る経費を含め総額 1, 537万9千円を計上しております。

126・127ページ、海洋センター管理運営費にはB&G海洋センターの改修に係る設計監理業務委託料730万4千円を計上しております。

130・131ページ、公債費には、元金・利子を合わせ総額で3億4,330万9千円を計上しております。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、132ページからの給与費明細書に記載しております。特別職については総額で8,976万9千円、一般職は総額で5億1,348万4千円となっております。

138ページ、地方債の令和5年度末借入残高は29億8,771万9千円の見込みとなっております。

以上が一般会計当初予算の概要でございます。

#### 議案第39号 令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について

139ページ、歳入歳出予算の総額を8億1,028万5千円とし、前年度比6,627万円、8.9%の増としております。

146・147ページ、歳入の主なものは、国民健康保険税に総額8,276万1千円を計上し、前年度比1,139万7千円の減となっております。

148・149ページ、県補助金には、保険給付費等交付金の普通交付金6億2,310万9千円をはじめ総額で6億3,615万2千円を計上しております。

150・151ページ、繰入金の一般会計繰入金には、保険基盤安定負担金、出産育児一時金、財政安定化支援事業分などとして総額4,321万1千円を計上し、繰越金を4,818万9千円としております。

156・157ページ、歳出の主なものは、保険給付費、療養諸費の一般被保険者療養給付費に5億2,770万2千円を、高額療養費では、一般被保険者高額療養費に8,924万1千円を計上しております。

160・161ページ、国民健康保険事業費納付金の医療給付費には総額で1億535万3千円を、後期高齢者支援金等分には総額で3,648万2千円を、介護納付金には895万7千円をそれぞれ計上しております。

以上が国民健康保険特別会計予算の概要でございます。

#### 議案第40号 令和5年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について

169ページ、歳入歳出予算の総額を8,853万7千円とし、前年度比139万円1.5%の減としております。

176・177ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に総額で5,777万8千円を、一般会計繰入金には、事務費及び保険基盤安定分を合わせ総額で3,044万2千円をそれぞれ計上しております。

180・181ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に8,509万6千円を計上しております。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

続きまして、会議日程資料の165ページをご覧ください。

#### 議案第41号 令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算書185ページをご覧ください。

#### 議案第42号 令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について

185ページ、歳入歳出予算の総額を2億7,597万1千円とし、前年度比2,168万8千円、7.3%の減としております。

192・193ページ、歳入の主なものは、使用料に7,573万9千円を、一般会計繰入金に1億6,012万9千円をそれぞれ計上しております。町債は建設利息償還債3,290万円をはじめ総額で4,010万円としております。

194・195ページ、歳出の主なものは、秋田湾・雄物川流域下水道事業費に同事業負担金154万5千円を、下水道維持管理費には総額で7,286万6千円をそれぞれ計上しております。

196・197ページ、公営企業法適用化移行事業につきましては、法適用化移行支援業務委託料577万5千円を計上しております。

公債費は元金・利子を合わせて総額で1億9,389万3千円としております。

以上が公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

#### 議案第43号 令和5年度八郎潟町介護保険特別会計予算について

203ページ、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を9億8,464万1千円とし、前年度比4,845万2千円、5.2%の増としております。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、614万8千円と、前年度比105万7千円の増としております。

210・211ページ、歳入の主なもの、保険料の第1号被保険者保険料に1億6,639万4千円を、国庫支出金の介護給付費負担金に1億6,044万6千円を、国庫補助金には総額で8,413万2千円をそれぞれ計上しております。

212・213ページ、支払基金交付金には総額で2億5,557万2千円を、県支出金の介護給付費負担金には1億3,985万6千円をそれぞれ計上しております。

214・215ページ、一般会計繰入金は、介護給付費繰入金など総額で1億5,020万7千円としております。

220・221ページ、歳出の主なもの、総務費の認定審査会共同設置負担金に257万円を計上しております。

222・223ページ、保険給付費の介護サービス等諸費には、総額で8億2,010万4千円を、224・225ページ、介護予防サービス等諸費には、総額で1,600万3千円を、高額介護サービス等費には、総額で2,691万円を、226・227ページ、特定入所者介護サービス等費には総額で5,701万2千円をそれぞれ計上しております。

232・233ページ、地域支援事業費の包括的支援予防事業・任意事業費には、総額で2,172万2千円を計上しております。

以上が介護保険特別会計予算の概要でございます。

#### 議案第44号 令和5年度八郎潟町上水道特別会計予算について

251ページ、給水戸数を前年度比20戸減の2,580戸、年間総給水量を前年度比2万3,400立方メートル減の50万3,900立方メートルと見込んでおります。

270・271ページ、収益的収入の主なものは営業収益の給水収益に1億3,258万3千円を、営業外収益の雑収益には基盤整備事業に伴う水道管移設工事補償費として260万6千円を計上しております。

272・273ページ、収益的支出の主なものは、営業費用、原水及び浄水費の委託料に高度浄水処理設備保守点検業務等委託料795万7千円を、274・275ページ、動力費に浄水場電気料1,584万円を、薬品費には682万3千円をそれぞれ計上しております。配水及び給水費の工事請負費には、基盤整備事業に伴う水道管移設工事260万7千円を計上しております。

276・277ページ、総経費、委託料の町村共同電算システム利用料152万6千円は、県内町村の電算システム共同化に係る利用料であります。

また、水需要、施設の更新需要、財政収支の見通しなど、今後の基本方針となるアセットマネジメント策定に係る経費として委託料255万4千円を計上しております。

278・279ページ、減価償却費では有形固定資産減価償却費として5,723万7千円を、営業外費用、支払利息には企業債利息416万5千円をそれぞれ計上しております。

280・281ページ、資本的収入につきましては、企業債の生活基盤施設耐震化等事業債に3,840万円、浄水施設等整備事業債に2,390万円をそれぞれ計上しております。

一般会計出資金の527万2千円、国庫補助金の1,054万5千円については、いずれも生活基盤施設耐震化等交付金事業に係る収入でございます。

資本的支出の主なものは、建設改良費、取水浄水施設整備費に浄水場設備更新費2,390万3千円を計上しております。これは経年劣化している、ろ過池洗浄弁の更新などに係るものであります。

配水施設整備費の送水管布設替工事費5,322万9千円につきましては、法定耐用年数40年を経過し耐震性に劣る石綿管を、耐震性のある鋳鉄管に布設替えするものでございます。企業債償還金には、3,352万円を計上しております。

以上が上水道特別会計予算の概要でございます。

以上の会計につきましては、地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄

それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

- 議長 伊藤秋雄 それでは、午前中に引き続き再開いたします。  
午前中に町長の行政報告に対して当局から後で報告しますということでありましたので、それを先にやってから、議案に対する質疑に入ります。  
最初に福祉課長からお願いします。
- 福祉課長 一ノ関一人 町長の行政報告に対して、村井議員さんからご質問のありました、原油価格高騰等緊急対策支援事業の対象となるこども園利用園児数108人の年齢別の人数ですけれども、0歳児が11人、1歳児が20人、2歳児が21人、3歳児が17人、4歳児が21人、5歳児が18人となっております。  
それでこの利用園児数の基準日ですけれども、これについては県の補助事業となりますので、令和4年10月1日現在の園児数となります。以上でございます。
- 議長 伊藤秋雄 それでは産業課長からお願いします。
- 産業課長 千田浩美 引き続き小柳議員から地域商品券の第5弾のご質問の、直近のパーセントということでありましたので、今日現在で98.7%ということでありました。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。  
始めに、日程第7、議案第9号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第8号））について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第9号についての質疑を終わります。  
次に日程第8、議案第10号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第10号についての質疑を終わります。  
次に日程第9、議案第11号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第11号についての質疑を終わります。  
次に日程第10、議案第12号 令和4年度八郎潟介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第12号についての質疑を終わります。  
次に日程第11、議案第13号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第7号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第13号についての質疑を終わります。  
次に日程第12、議案第14号 令和4年度八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第14号についての質疑を終わります。  
次に日程第13、議案第15号 八郎潟町機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第15号についての質疑を終わります。  
次に日程第14、議案第16号 八郎潟町個人情報保護法施行条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第16号についての質疑を終わります。  
次に日程第15、議案第17号 八郎潟町個人情報保護審査会条例の制定について、

質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第17号についての質疑を終わります。  
次に日程第16、議案第18号 公益法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第18号についての質疑を終わります。  
次に日程第17、議案第19号 八郎潟町職員の降給の事由に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第19号についての質疑を終わります。  
次に日程第18、議案第20号 八郎潟町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第20号についての質疑を終わります。  
次に日程第19、議案第21号 八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第21号についての質疑を終わります。  
次に日程第20、議案第22号 八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番 北嶋です。21号にも関連すると思いますけども、八郎潟町職員の育児休業というのは、男女問わず男性の場合でも当てはまるのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 先般、全員協議会でもあったかと思いますが、男女共に育児休業はあります。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第22号についての質疑を終わります。  
次に、日程第21、議案第23号 八郎潟町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第23号についての質疑を終わります。  
次に日程第22、議案第24号 八郎潟町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第24号についての質疑を終わります。  
次に日程第23、議案第25号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第25号についての質疑を終わります。  
次に日程第24、議案第26号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第26号についての質疑を終わります。  
次に日程第25、議案第27号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第27号についての質疑を終わります。  
次に日程第26、議案第28号 特別会計条例の一部を改正する条例について、質疑  
を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第28号についての質疑を終わります。  
次に、日程第27、議案第29号 八郎潟町債権管理条例の一部を改正する条例につ  
いて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第29号についての質疑を終わります。  
次に、日程第28、議案第30号 八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませ  
んか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第30号についての質疑を終わります。  
次に、日程第29、議案第31号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑あり  
ませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第31号についての質疑を終わります。  
次に、日程第30、議案第32号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第32号についての質疑を終わります。  
次に、日程第31、議案第33号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ  
いて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第33号についての質疑を終わります。  
次に、日程第32、議案第34号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につ  
いて、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第34号についての質疑を終わります。  
次に、日程第33、議案第35号 八郎潟町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第35号についての質疑を終わります。  
次に、日程第34、議案第36号 八郎潟町水道事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第36号についての質疑を終わります。  
次に、日程第35、議案第37号 八郎潟町過疎地域持続的発展計画の変更について  
質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第37号についての質疑を終わります。  
次に、日程第36、議案第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算について、質疑  
を行います。質疑ありませんか。はい、1番 加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 まず議案第38号の、令和5年度の一般会計についての資料要求をお願い致します。81ページにあります、地球温暖化対策実行計画策定委員報酬に基づく、地球温暖化対策事業を策定する委託料、この中身についての資料要求をお願いしたいと思います。もう一つですが、予算書ページの95ページのはちらぼに対する1,600万の補助金が出ておりますけども、この補助金の中身について精査したものを提出してもらいたいと思います。これは、委員会の中でも議論が出るとお思いますので、この資料要求をお願い致します。

次にですね、これと全部関係あるんですが、施政方針の中の7ページに農業経営基盤強化促進法が改正されたと、それでそれに基づいて令和7年3月末までに計画書を作成することになっているという文章になっております。

その間、モデル地区を選考して地域計画の作成を予定しております、とこういう文面があります。それともう一つは、その他の国・県の補助金を活用しながら各種事業を実施してまいります、とこういう文章になっております。

これについてなんですが、モデル地区を選考してということは、もうすでに選考する案件があるか否か、それからもう一つは国・県の補助金を活用しながらとあるんですけども、該当事業があるのかどうかその辺をお知らせ下さい。

議長 伊藤秋雄 はい、6件ですね再提出するの、他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。

2 番 小柳 聡 ちょっと二つ程お伺いします。123ページ、旧小学校グラウンド整備業務委託ということがございますけども、これ時期とか納期期間ですね、一応、もしごつくりと分かっていたらお知らせ願いたいというのが一点、31ページの基金繰入金の公共施設解体基金繰入金を廃目しているんですけども、ちょっと私不勉強で申し訳ないですけども、積立てをしているのに何故これ廃目扱いになるのかということをお教えいただきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 最初、教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 小柳議員のただ今のご質問にお答えいたします。旧小学校グラウンド整地用砂土につきましましては、町民体育祭に関係するものでございます。町民体育祭は令和2年度から令和4年度まで、開催をコロナの関係で中止しております。

全然整備されていないということですので、今回4年ぶりに開催する訳ですので、4月以降早急に整備に入って対応したいなと思っての予算計上でございます。以上です。

その期限まではちょっとはつきりしたことは分かりませんが、町民体育祭までは間に合わせるように対応したいなと思っております。

議長 伊藤秋雄 いいですか。2番 小柳聡君。

2 番 小柳 聡 2番です。余は他のスポ少とかの練習にどの位支障が出るのかなといったところを、納期がどの位係るのかなといったところ、ちょっとそこら辺が気になったもので質問をしたんですけども。

議長 伊藤秋雄 教育課長。

教育課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答え致します。まず整備内容としましては、土の面を剥いで均すと、後、除草剤を蒔く程度ですのでそう影響はあるとは思っておりませんが、ないようにその際にはスポ少関係の方々にはお話しして、協力を仰ぎたいなと思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 歳入の繰入金の公共施設解体基金繰入金については、特別委員会の中で答えさせていただきます。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。他にありませんか。産業課長。

産業課長 千田浩美 加藤議員の地域計画のモデル地区のことをございますけども、まず2ヶ所から3ヶ所を想定しております。今この場でその地区は何処だということは申し上げることは出来ません。それから創造事業、国・県の事業ということでもありますけども、まず想定しているのは、夢ある園芸産地創造事業費の補助金、そのようなものを考えております。以上

です。はちらぼの当初予算の資料ということでありますけども、これ柳田議員の一般質問とちょっと関係あるんですけども、その辺はどうなるんですか。

議長 伊藤秋雄 中身全部ですか、加藤議員。

1 番 加藤千代美 この事業についてはやっぱりきちっとした資料を出して、何事業にはこの位の経費が掛かる、そういうのはやはり審議の過程では必要になるので、それで資料の提出をお願いしました。

議長 伊藤秋雄 そうすれば、特別予算委員会で提出出来ますか。

産業課長 千田浩美 はい。

議長 伊藤秋雄 それまでには出すそうです。他にありませんか。はい、7番 村井昇君。

7 番 村井 昇 7番 村井です。81ページになりますが墓地公園管理委託料、前年が142万2千円ですが、今年予算では196万4千円になって約50万程上がっているのは、どういう訳でしょうか。  
それと墓地公園がまず全部完売している訳ですが、墓地数は何戸残っているかちょっと忘れましたので教えてください。  
それから夜叉袋の方の管理委託料の中に入っているのかどうかそれも教えてもらいたいと思います。お願いします。  
それから89ページの夢ある園芸産地創造事業費ですが、125万とありますが、何を栽培するのでしょうか。また、何処の地域また出来たら個人か法人になると思います。何処の誰か分かったら教えてもらいたいと思います。どのようなものに補助するかその辺を教えてください。以上です。

議長 伊藤秋雄 最初に町民課長。

町民課長 畠山孝直 村井議員のご質問にお答えいたします。墓地公園委託料、昨年より上がっている原因ですけども、八郎瀧霊園の黒松剪定の予算が入っている関係で、昨年度より予算が増額になっております。あと墓地公園の戸数ですか？数ですか？  
八郎瀧霊園で全部で137区画ございます。現在、売れてない戸数は2区画あります。高岡霊園につきましては、102区画全部であります。そのうち1区画がまだ売れ残っております。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですか。産業課長。

産業課長 千田浩美 この後、多分予算の特別委員会あるんですけども、その場でなくでこの場でということでしょうか。この場でもいいんですけども、今回の夢ある園芸産地創造事業費ですけども、これは誰それとかどの機械ということで、今回は予算計上はしておりません。要するにこの後、突然使いたいという農家が結構来ます。今回はそれをある程度確保しておいて、迅速に事業が行えるような形で事業費を計上しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか、他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第38号についての質疑を終わります。  
次に、日程第37、議案第39号 令和5年八郎瀧町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第39号についての質疑を終わります。  
次に、日程第38、議案第40号 令和5年度八郎瀧町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第40号についての質疑を終わります。  
次に、日程第39、議案第41号 令和5年度八郎瀧町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、質疑を行います。質疑ありませんか。



(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第41号についての質疑を終わります。  
次に、日程第40、議案第42号 令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算  
について、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第42号についての質疑を終わります。  
次に、日程第41、議案第43号 令和5年度八郎潟町介護保険特別会計予算につい  
て、質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。  
次に、日程第42、議案第44号 令和5年度八郎潟町上水道特別会計予算について  
質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第44号についての質疑を終わります。  
次に、日程第43、陳情について、を上程いたします。  
お手元に配布しております陳情文書表のとおり、陳情は5件であります。  
陳情につきましては、各常任委員会に審議をお願いしたいと思います。  
次に、日程第44、予算特別委員会の設置について議題といたします。  
委員会条例第5条第1項の規定により、予算特別委員会を設置し、令和5年度当初  
予算関係の審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。予算特別委員会を設置することに決定いたしました。  
次に、予算特別委員会の定数は、委員会条例第5条第2項の規定により10名とし、委  
員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私を除く議席番号1か  
ら2、4から11番までの皆さんを委員に指名したいのですが、これにご異議ございま  
せんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。予算特別委員会の定数は10名に決定し、議席番号1から2、4  
から11番までの皆さんを予算特別委員会の委員に決定いたしました。  
また、提出された議案、陳情につきましては、議事日程表及び陳情文書表に記載のと  
おり諸般の各委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。諸般の委員会に付託することにいたします。  
事務局長から常任委員会室を報告させていただきます。

事務局長 相澤重則 第一委員会室で総務産業常任委員会、第二委員会室で教育民生常任委員会を開催し  
ていただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、常任委員会を開いていただきます。  
明日は午前10時より、本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。

( 閉会 午後2時1分 )

# 令和5年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第2日目 令和5年3月8日(水)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は、1名欠員の11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問を行います。11番 柳田裕平君の一般質問を行います。11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 おはようございます。柳田裕平でございます。  
議長ちょっとマスクいいですか、メガネ曇って。  
本日の私の質問ですが、表題で2つ程ございます。表題の1番が「はちらぼ」事業の今後はいかに、これが3項目に分かれておまして、1番が今後の事業展開について、2番が人件費の削減について、3番が赤字解消の打開策について、それから表題の2番が諸物価高騰・インフレで町民生活の支援を、ということで2つの項目で質問させていただきます。  
それでは質問に入ります。よろしく願いいたします。  
表題の1番 「はちらぼ」事業の今後はいかに、赤字経営が続く「はちらぼ」を何とか継続させる方法がないのかということで、町議会が今年の6月に「はちらぼ調査特別委員会」を立ち上げ、9回程委員会を開催しております。  
その結果として、今年の12月に石井委員長から伊藤議長に提言報告書が提出されております。議長からは、町長と「はちらぼ」理事長に提言報告書をお渡ししております。  
町当局と「はちらぼ」はこの提言を受けて、今年はどのような改善策を打ち出して、どのような工夫をして今年度の事業を進めるつもりなのか、注目して参りたいと思っております。  
まずは、町助成金を減らすことに集中するべきであると考えますがどうでしょうか。  
町当局は、「はちらぼ」が現状のままで自立経営になれると考えているのでしょうか。  
いくら社会貢献の事業であっても、これ以上の制限なく町財政に負担をかけることには賛成できません。物事にははじめを付けるということが大事なことであります。  
これまでの「はちらぼ」に対して意見は言えますが、強制はできないという発展性のない町当局の姿勢は考え直していただきたい。  
今までは、「はちらぼ」の要望に応じるだけの町助成金であったように思われます。そうでなく、今年はこちらまで、来年はこちらまで、とはっきりとした目標を定めて助成する、そしてその通りに出来なければ「はちらぼ」内部の自助努力で解決するようにしてはどうでしょうか。  
そこで、町当局としては「はちらぼ」の考えを把握していることと思われまますので、この事業の今後について、どのような考えなのか町長にお伺いいたします。  
答弁よろしく願いいたします。  
1番の今後の事業展開についてであります。4項目で、一問一答でお願いいたします。  
①番 今年度も引き続きこの事業を「はちらぼ」にお任せするようですが、それでよろしいでしょうかお答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 おはようございます。柳田議員のご質問にお答えいたします。  
「はちらぼ」は、これまで商店街活性化に向けた取り組みを各種補助事業を活用しながら行っております。  
その補助事業により令和3年度で約2,200万円、令和4年度で約2,500万円の本町での消費があったと伺っております。  
また、「はちらぼ」ハウス・商店あわせて今年度の見込みで約5,100万円の売り上げと聞いております。  
このように、他町村でお金を消費するのではなく、本町商店街のためにも事業を行っております。  
また、「はちらぼ」はNPO法人としての使命を高齢者等の買物や食事に困っている町民の生活を守ることと考えており、今後、少子高齢化や人口減少が加速化する見通しの中で、こうした弱者が更に拡大し、大きな社会問題化となる懸念があり、ここを無視することはできないとの考えであります。

「はちらぼ」には、今後も「商店街活性化」や「高齢者等の買物や食事に困っている町民の生活を守ること」に向けた取り組みをお願いしたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 柳田裕平君。

1 1 番 柳田裕平 私この「はちらぼ」については、昨年の12月定例会でも質問して、ただ今の町長の答弁からして、何か1年前に聞いたような内容に感じておりますが、それで一つ関連になります。私「はちらぼ」の買物弱者事業というのは私は異論はないです。

ただ、今までの「はちらぼ」では採算が取れてないということなんです。これは大変な問題です。事業資金は全て町助成金、約束していた3年目からの自立経営も実現出来ていない、しかも改善策が全然見えてきてない、これではいつまでやっても赤字経営が続くのではないのでしょうかと言うことでございます。

よほどの改善策でなければ、赤字経営の解消は出来ないと思います。「はちらぼ」の決算書を拝見しましたが、平成30年から令和3年度まで、令和4年度はまだ決算してませんので分かりませんが、毎年2,000万円代の赤字が4年間開店から続いております。

赤字補填だけで既に町助成金は、1億円を超えているのではないのでしょうか。このままでは町が改善指導しないで、容認していると言われても、反論の余地はないのではないかと思います。

なるべく町主導に切り替えるようにしてはどうでしょうか。例えば、町が「はちらぼ」に、毎月の経営報告をしてもらい、そして適切な判断を町が出すというような指導の形で町が関わり、「はちらぼ」との連携を保って町管理の主導体制にするということでございます。町長どうですか？検討してみませんか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 後のご質問でも出てきますので、後の質問で伺った部分でお話ししたいと思っております。

1 1 番 柳田裕平 分かりました。

議長 伊藤秋雄 柳田裕平君。

1 1 番 柳田裕平 それではそれは後程伺うとして、私、何故こういうことを言うかというのと、「はちらぼ」の代わりは、私はいくらでもあると思いますが、町の代わりはないんですよ。

お金を持つというそういう方はおりません。でも「はちらぼ」のじゃあ私達がやりましょうと変わればおるはずなんです。私そこら辺をやっぱり町長も真剣に考えていただきたい、もしこの事業を変えるのであれば、長くダラダラ行くんじゃなくて、やっぱりある期限を切ってその時点でそれなりの対応を私は講じることが大事だと思います。

町長、そこら辺はどう考えますか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 はちらぼさんに代わって出来る方がいるかと言えば、手を挙げる方がどうなのかと聞かれれば、どうか分かりません。

ただ町としては、町で出来ない事業にはちらぼさんが取り組んでいるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 柳田君。

1 1 番 柳田裕平 はちらぼさんの代わりもないと言いましたが、やっぱりこれは町の考え方だと思うんですよ。いろんな団体に声を掛けてやってもらうとか、有志が手を挙げてやるとか、いろんな方法はあるかと思いますよ。

ただ町のこの何て言うか、スポンサーというか、こういうことを出来る人は町しかないんですよ。だから手を打つためにはやっぱり、そういう町主導の形で町がまず中に入って行って、こういう問題はこういう風に解決しませんか、と言うそういう体制が一番良いと思います。

それがなければ今までのように町がお金だけを払う、はちらぼさんはお金をいただいてそのとおりに使えばいいんだけど赤字が出る、そういう形を繰り返してるようでは私は行政としてはちょっと疑問のあるところだと思っております。

それはそれとして、また次の質問ありますので次の質問に入ります。

②番 今年度の「はちらぼ」事業に対する町助成金の予算案は、どのような考えで予算額はいくらになったのでしょうか、お答え願います。

町長 畠山菊夫 令和5年度当初予算書にあるとおり、補助金として1,600万円を計上しております。議会の調査特別委員会からの報告書では、今年度は1,000万円の補助金と会計年度任用職員として町費から支払いをということでありましたが、これについては検討しましたが、会計年度任用職員の派遣については無理があるとのことから、昨年度の予算から250万円を減額した金額となっております。

議会からの報告書にあるとおりの金額で計上できれば良い訳ですが、そうすると「はちらぼ」自体の事業がたちいなくなり、「はちらぼ」を利用してくださっている町民の方々は、町外のスーパーでの利用や近年オープンした県外資本のお店に客足が流れていきます。

徒歩でしか移動出来ない方々は今後も増加することも予想されますし、商店街に人の流れをという面でも「はちらぼ」を継続させるための金額としております。

議長 伊藤秋雄 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 1,600万というのは「はちらぼ」の要望どおりだと解釈しておりましたが、町の調査特別委員会が提言した1,000万という金額は、私個人的にはですよ1,000万円という金額でまず頑張ってみなさいと、そういう風な目標というのを立ててやってみたら、出来なければまた知恵を出し合って何とか考えましょうという感じの意見であったのかなと、私はまずそういう風に受け止めております。

私も委員でしたが、そこら辺の細かい内容までは分かりませんが、そういう感じの予算だと思うので、だから1,000万がどうかと考えれば私はちょっと難しいところもあるかなと思いました。

ところが1,000万円というその数字が本当に出来るかなければ、ちょっと難しいかなと思うのが普通なんですよ。

ただ、今までのそういうやり方で来てなかったもので、こういう厳しいんですが目標というものをいさせて、それに向かってやってもらう、という考え方であると私は受け止めております。

そこら辺、まず町長からも理解してもらっていただきたいということでございます。

それで③番の方に入らせていただきます。これも重要なことですが、赤字解消の自立経営になるまで、あと何年程要すると「はちらぼ」から言われているのでしょうか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回の段階では、あと何年という明確な回答は得ていません。ただ、補助金額の最高額だった令和元年度から令和5年度予算額は約900万円の減額となっており、少しずつでありますけども経営状態は改善されて良くなってきていると感じております。

しかし、八郎潟町の人口約5,500人のマーケット規模と、隣接町に2つの大型ショッピングセンターのある周辺環境及び物価高、最低賃金引上げなどの経済情勢から、現在の店舗運営の形では新たな商品開発や、地道な売り上げ増進を図ることしか収支改善の道はないと考えられます。

「はちらぼ」としては、当初計画にあった学校給食や福祉施設などへの納品事業を行い抜本的な業務の拡充をしなければ、という考えでありますが、今の段階では白紙となっております。

11番 柳田裕平 町長からはあと何年後に自立出来るかという問いに対しては、はっきり言えないと言われました。私もそうだと思います。

はっきり言えないということは、じゃあいつまで町の助成金続くのですかと言いたくなるんですが、それはまずいいとして大変困ることですよね、何年続くかと言われても。これ町民のお金ですから、町長のお金だったらいいですけども、そこら辺やっぱり町長もしっかりしてもらいたいなと、やっぱり何年かかるとしたら何年かかるといってものを突き詰めて行って、決算書とかそういうものをちゃんと精査して、今までの流れそういうものをちゃんと調べて、町としての判断すべきじゃないですか。

何年じゃなくても5年で出来ませんか、3年で出来ませんかという感じで行かないと、いつまでだって言われても町長がそう言ったんだからと、私達はそう言わざるを得ないし、「はちらぼ」からはそういう風にきてるでしょうから、やっぱり町民に対しては

そういう説明をしてもかえって何やってるんだという形で、お叱りを受けるんじゃないかなと思いますよ、いつまでなるか分かりませんという答弁では。

そこら辺やっぱりはっきりした、何年後とかまでには何とか頑張ってもらって、自立しますと出してやらないと私はダメだと思います。

それ私の考えですが、それで先程、町長からもいろいろと数字出ましたので、私もちょっとその数字を調べてみました。

「はちらぼ」の令和4年度、今年の総会の資料からなんですが、ちょっとおかしい数字が出てきましたので、ちょっと町で把握してるかどうか分かりませんがお伺いします。

令和4年度活動目標というところで、2027年度、と言うことは今から5年後なんですが、2027年度では収益計画でマイナスの赤字の1,390万円程になると言われておりました。

これでは今から5年後も赤字経営が続くということになりますが、町当局としてはこういうことも把握してるんでしょうか。ちょっとそこら辺、お話ししてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 総会資料は見ております。

11番 柳田裕平 私もこれ書類何回も見て確認したんで、そういう風に書かれております。ただ書かれた内容が「はちらぼ」さんの方の書いた人の勘違いとかそれは分かりませんよ。

今から5年後のことを、こういう風にはっきり書かれては、ちょっとどうかなと思うしこういうやり方であれば、5年は黙ってまず町の予算がなければダメですよという感じの文章ですから、これは私は書かない方がいいと思う逆に、出来るかどうか分からない目標をですね。

来年度はこうですとか大体出来そうな予想の数字はいいんだけど、まず夢のような数字を書かれればちょっとね、どうかなと思いますよ私は。

それでもう一つ数字のことなんですが、これは議会の常任委員会のずっと前の話だそうですが私がタッチした訳じゃないんですが、常任委員会の中でこの「はちらぼ」の事業が始まった時に、この今の「はちらぼ」内のスタッフを維持するには、月いくらの売り上げがあればいいのかという質問に、町当局が月800万円程の売り上げが必要であると答弁しているようです。

それでいくと年間9,600万円、これがなければ維持出来ないという訳ですよ、「はちらぼ商店・ハウス」の事業、そういう解釈になりますよね。

そういうことも月800万円の売り上げという数字、私もその時にはよく数字見てなかったんですけども夢のような数字ですよ年間1億、その計画自体が私はちょっとまずかったのではないかなと、そこら辺町長はご存知ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 これまでも議員の皆さんにも説明してきておりますけども、当初計画にもあった先程も言いましたけども学校給食や福祉施設などへの納品、この部分がファミリーの突然の経営撤退で出来なかったことに尽きると思います。

そのための金額になっているのではないかなと思っております。

11番 柳田裕平 いずれにしても、こういう数字もやっぱり「はちらぼ」からきた書類によく目を通して、ただ目を通すだけでなく中身をしっかりと精査してもらいたいなと思う訳ですよ私は、これ必要だと思います。町としてやるべきことだと思いますよ。

と言うことで、次の項目に移らせていただきます。

④番、今年度の動向にもよりますが、進展が見られないとの判断で新しい方向を考える必要も出てくるのではないのでしょうか。

そういう意味では大事な1年になると思われませんが、町当局としては方向転換についてはどのように考えているのでしょうか、お答え願います。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 「はちらぼ」の経営改善努力の一つに地産地消の取り組み強化があげられております。これは、高岡フラワー&ベジタブルの解散に伴って、小中学校への地場産野菜の集約、納品を行うものでございます。

町としても何か良い打開策がないかと思っておりますが、「便利な商店街づくり」「商店街の持続化、継続化」を視点に検討しております。

1 1 番 柳田裕平 それでは次の項目の2番に移ります。人件費の削減についてでございます。  
赤字解消のためには売り上げを伸ばすことは当然ですが、同時に人件費の削減に踏み込むことも重要なことであると思います。  
開店当初から今までですが、大幅な人件費の削減に踏み込むことはなかったようですが、「はちらぼ」にそのような余裕があったとは思われません。  
人件費の削減は雇用の面で難しいところもありますが、大幅な赤字解消のためには必要不可欠なことではないでしょうか。  
町長はどのような考えなのかお伺いいたします。

町長 畠山菊夫 人件費の削減については、何遍も答弁しておりますが経営主体はあくまでも「NPO法人はちらぼ」でございます。それを決定するのは理事会や総会になるかと思えます。  
人件費の削減は最も効果が大きい経費削減策でございますけども、場合によっては製造能力や販売力の衰退につながり、負のスパイラルに陥る可能性がございます。  
「はちらぼ」では製造量の少ない日の労働時間の削減や来店客数の少ない時間帯の対応人数を減らすなどの工夫は行っているとのことでございます。

1 1 番 柳田裕平 人件費の関係で、これも「はちらぼ」の決算書にあった数字でございます。平成30年度が人件費の関係が、2,621万円、令和元年度が2,453万円、令和2年度が2,432万円、令和3年度が2,495万円となっております。  
およそ大体2,500万円程度で推移してるようですが、これだけの数字を拝見しますと、人件費の削減に取り組んだ形跡はないようでした。  
町長の見解はどうですか。

町長 畠山菊夫 町でも予算を決める時には、従業員数、営業時間など提案して経費削減に努めるように指導は行っております。大変難しい問題だと思えますけども、その辺も「はちらぼ」さんで理事会の中でもお話しされてることと思えますので、改善は「はちらぼ」さんが出来るものと思っております。

1 1 番 柳田裕平 確かに今町長が言った理事会というその組織の中での役割は、私は非常に大きいと思えます。今までのこの経緯というのは理事会の方がしっかりしないと、だらしないじゃないですが組織がおかしくなっていくという感じの状況だと、私は言わざるを得ないと思っております、今までの理事会は。  
そういうことでそこら辺は町の方からも、やはり理事の方も入ってるはずだし、会計監査も入っているはずだから、そういう場でやっぱり町の意向をどんどん発言してもらおうと、理事会の創意で決めてもらうというような感じになってるかどうか、私ははっきりわかりませんよ。  
そういう風に数字から受けましたので、よくそこら辺を調べて進めていただきたいという風に思っております。それでは人件費はこれ位にして、次の項目の3番に入ります。  
赤字解消の打開策について、町からの赤字解消補填ですが、開店当初が3,000万円程で5年目の昨年度でも1,850万円の助成を必要としております。  
本町における最近の商店街を取り巻く商業環境ですが、既存のコンビニ4店舗に加えて「ツルハ」と「薬王堂」の進出があり、非常に厳しい展開になっております。  
「はちらぼ」にとってもそれ相応の影響があるのではないのでしょうか。今後の対応としては、実情に即した思い切った打開策が必要であると考えます。  
そこで昨年新聞報道からですが、由利本荘市が市内にある第3セクター7つの施設ほとんどで赤字経営となっており、その解消に取り組んでいるとのことでした。  
市としては、厳しい経営状態が続く第3セクターの在り方を見直すための指針を策定したとのことでした。  
その指針の主な内容です。  
※ 市の財政的関与は一定の条件を設け、経営改善が出来なければ支援を打ち切るとのこと。  
※ 検証の徹底により、第3セクターの経営自立を促し財政負担の軽減を実現して欲しいとのこと。具体的には、必要性・公益性・採算性が大事であるとのことでした。  
本町としてはどうですか、どのような打開策を参考にして、町長の考えをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 既存のコンビニ4店舗や「ツルハ」や「薬王堂」の進出影響については、一昨年9月の「薬王堂」開店以来、昨年4月まで商店は影響を受けましたが、5月からは克服し、今は両店舗の進出前の数値を上回っていると伺っております。  
その原因は、お客様のニーズに応じて必要な商品を直接仕入れているとのこと、高齢世

帯の食事情を考慮し単品又は真空の一切れ販売をしていること、それ以上に高齢顧客にとって癒しや居心地の良い接客を心がけていることなどがあると思います。

「はちらば」はこうした厳しい環境の変化の中に様々な工夫をして克服してきており、今後もこうした姿勢を忘れずに町民から頼られる店を目指していくものと思っております。

また、第3セクターとの比較でございますが、県内でも多くの自治体で運営を委託しておりますけれども、由利本荘市の取り組みは承知しております。

第3セクターはあくまで株式会社で利益を追求する法人であります。従って、廃業となった場合は地域経済に与える影響は少なくありません。

「はちらば」は高齢者を中心に地域の弱者を守る非営利活動法人という役割も要しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

11番 柳田裕平 今回の関連でちょっと私も新聞のデータを拾ってみました。補助金がですね一番多いのが、道の駅岩城、天鷲村天鷲ワイン、この事業が年間7,469万、それから利益・損失ですが、この利益・損失ですが全て損失の方なんです、損失の一番大きいのがフォレスト鳥海、年間99万1千円だそうでございます。

本町と比較にはならないと思いますが、やはり私共の2,000万円代の赤字というのは非常に大きい額だと私は思います。2,000万円代の赤字というのは、この第3セクターの由利本荘市の場合はありません。

一番赤字額が多いので先程言いましたフォレスト鳥海で、99万1千円が一番多い額でした。そこら辺は町として考えて、やっぱり2,000万円の赤字というのは考えられない数字だと思います。そういうことを頭に入れて進めていただきたいと思っております。

それから今、利益の話が出ましたのでちょっと私も決算書だけ見て来てるものだから、決算書の数字からですが、利益ですつまり利益計算してみました。

細かい計算方法でなくて、収入、支出この二つの項目で計算してみました。そしたら収入の方では平成30年が、3,800万、まず30年からみますね、それに対する仕入れが3,200万それから人件費関係が2,600万で概算で約2,000万の赤字になりました、年間でね。

そういった調べ方にしていきましたら、令和元年が2,330万円の赤字、令和2年が2,300万円の赤字、令和3年が2,300万円の赤字ということで、先ほど申しましたとおり2,500万から2,000万円の赤字がずっと続いているんですよ。

だから町長が言われたように、売り上げが伸びてるとかそういう問題でないみたいですが、うも。だから私は先ほど言った人件費が一番問題なのではないかなと思うんですよ。

これ人件費の削減に取り組まないと、この収益には影響してこないんじゃないかなという風に考えますが、町長これどう思いますか、こういう数字から。

町長 畠山菊夫 数字的に見れば確かにそのようであります。人件費の削減をすれば規模が小さくなって、先程答弁したとおりでございますけれども、やはり福祉関係の仕事もされておるといふ感覚でいけば、やはり今の規模を保ちながらなるべく赤字を減らして行って欲しいなと願っておりますので、今後も町も腕組みをしてる訳ではございません。

理事会の中でいろいろ出来るものはやって下さいと言っておりますので、その辺は深く協議を進めて行きたいと思っております。

11番 柳田裕平 これはちょっと話していいのかな、人件費のところですね表もらったんですよ、人件費の何人いて日当いくら払っているとかあったんですが、一人だけちょっと月給制の29万という方が一人だけ入っているんですよ。これはどうしても必要な方なんでしょうかなと思って、これは答弁いりません。個人的なことだから、そこら辺は当局で調べて判断して下さい。

ちょっと大きいなと思うから、そういうことでございまして次の表題に入ります。

表題の2番 諸物価高騰・インフレで町民生活の支援を、ということでございます。

予想されていたことですが、ロシア・ウクライナ戦争の影響で日本国内でも生活必需品を含む諸物価の高騰が続いております。

専門家の見解では、ありとあらゆる分野で今後も長期に渡り値上げが続くとのことであります。それと、何よりも電気料金の大幅な値上げがどのようになるのか、政府の対応も心配なところであります。

コロナ感染症に対応した本町の生活支援商品券第5弾が、この2月で終了して間もないということで、なかなか難しいことは重々承知しております。

ただ、町民からは諸物価の高騰に対応した町民生活支援事業を待望する声も上がってきておりますので、町当局としての検討を要望しておきます。町長の考えはどうでしょうか。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 町では国からの地方創生臨時交付金を活用しながら、議員言われるとおおり2年度から4年度までにおいて、計5回にわたって、町民生活や町内業者への経済支援対策として地域商品券の発行をしております。

現時点では、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつある一方で、議員言われるロシアによるウクライナ侵攻の影響で物価の高騰が続いており、国民生活や経済活動への影響は少なくありません。

今後も、国や県の動向を注視しながら、対応出来る事業がありましたら町民生活への支援を続けて参りたいと思っております。

11番 柳田裕平 実はこれも私ちょっと知らなかったんですが、昨日の行政報告で非課税世帯にはこの事業が2月で終わっておったということでした。これ後から知りましたので、ただ実際非課税世帯だけじゃなくて、やっぱり広い全ての範囲に生活支援事業というのが必要になって、今のところは我慢しているところかもしれないけど、必要になってくるんじゃないかなということ、早めに検討しながら対応していただきたいという風に考えてる訳でございます。

それでまだもう少し時間あるから、ちょっと先程の「はちらぼ」のことで私個人的にちょっと今日の考え方が伝わらなかった場合も考えて、個人的にまとめてきたのがありましたので、それだけちょっと読ませていただくとお思ったのですが、ちょっと待って下さい。すみません。

ちょっと探すことできなくていいです。これで私の質問終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。  
次に、8番 畠山一充君の一般質問を行います。8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 議席番号8番 畠山一充です。厳しい社会情勢においてエネルギー、物価高の影響により生活困窮世帯が増加している状況でございます。こういった地域社会の中でソフト面の福祉施策に向けた事業及び組織内の体制等を構築していく処方が必要でないかと思ひまして、今回は地域包括支援センターへの提案に関する一括質問をします。

2つ程でございます。1つ目の表題ですけれども、地域共生社会の実現に向けた地域づくりについてでございます。

かつて我が国においては、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、生活の様々な場面において、ある程度の「支え合いの機能」が存在していました。

社会保障制度は、社会の変化に応じて地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替えしてきました。高齢者、障害者、子ども等の対象者ごとに、また生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られてきています。

しかし、ご存知のとおり我が国では超高齢化が進行、少子化・多死化により人口も減少しつつあります。そして同時に、地域・家庭・職場という生活領域における支え合いの基盤も弱まってきています。

老々世帯、一人暮らしの高齢者世帯のみならず、地域から孤立し必要な社会的資源につながない人は少なくありません。人と人とのつながりが失われることで、私たちの生活の質は低下し、そして生命のリスクは高まります。

自立とは、誰にも頼らずに生活できることではなく、頼れる先をたくさんもっていることだ、と指摘する専門家もいます。つながりを再構築することで、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会として行くことが求められています。

また、人口減少の波は多くの地域で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に空き家耕作放棄地等、様々な課題が顕在化しています。参考までに本町の住民記録人口ピラミッドによると、人口は2022年12月1日時点で5,386人。2012年12月1日は6,542人で、この10年間に1,156人減りました。

高齢化率も32.1%から45.2%、10年間で13.1%増となり、かつ高齢化の増加に伴う生活支援対策が喫緊の課題です。

人口減少、地域経済の衰退、そしてコミュニティ存続への危機感、これ乗り越えるためには、民間・公共問わず、様々なセクターが領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援の限界も顕在化してきました。様々な課題が絡み合っ複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケース、既存の支援制度では対応が困難なケースが増加してきております。

共生社会とは、このような社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を



ともに創っていく社会を目指すというものです。

そこで、提案として「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の取り組みでございます。

この事業は、複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築するものでございます。

2040年問題として、是非ご検討願います。以下の点について、お伺いします。

1つ目ですけれども、今現在、現状における地域共生社会の実現に向けた取り組み状況について、2つ目が多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取り組みについてでございます。

2つ目の表題といたしまして、高齢者の見守り・支え合い強化について、高齢者の見守り・支え合い活動については、地域の実情に応じて様々な取り組みが行われております。

本町の場合は地域包括支援センター、民生・児童委員、民間法人、(以下社会福祉協議会)地域町民など見守り・支え合いの担い手として活動されております。

こうした中で、一人暮らしの高齢者や高齢世帯だけでお住まいの方、障がいのある方など安心して暮らし続けることができるように、要支援者の見守りと声かけ活動など行う地域福祉協力員を各町内に設置しております。

また、八郎潟町内の日常における高齢者等の見守りと緊急時における対応の総合協力に関する協定を締結しております。各関係機関といたしましては、五城目警察署・湖東地区消防署・安田新聞店・役場、福祉課です。・社会福祉協議会は、安心安全ネットワーク連絡会を開催しております。

しかしながら、特殊詐欺被害については一向に収まらなく増加している傾向です。ちなみに、秋田県警が認知した県内における令和4年12月末時点、特殊詐欺統計(暫定値)件数が66件、被害額1億331万2,386円です。

手口別においては、架空料金請求詐欺が最多の50件、オレオレ・還付金・キャッシュカード詐欺等各5件です。

五城目警察署管内における、令和5年2月6日付けの令和3年中の特殊詐欺認知状況は、2件で被害額約11万円です。手口はいずれも架空料金請求詐欺です。

被害者はいずれも60歳代です。令和4年中の特殊詐欺認知状況は、3件で被害額約420万円です。手口は架空料金請求・オレオレ・還付金詐欺です。被害者はいずれも60歳代2人、70歳代1人です。

本町の場合は、令和3年及び令和4年中、いずれも被害はありません。認知状況については、被害者からの被害届が受理された場合の件数及び被害額でございます。

なお、令和2年中の全国における特殊詐欺全体の認知件数において、高齢者65歳以上ですけれども、占める割合は8割以上となっており、認知度が高まるにつれて手口は巧妙化、詐欺の見極めが困難になってきております。

今後は、益々高齢者人口の割合が増えていく中、特殊詐欺の被害防止は喫緊の課題です。

そこで、提案といたしまして、高齢者の方が安心安全な生活の実現のため相互に連携する「特殊詐欺の被害防止等の地域安全活動に関する協定」の取り組みでございます。

関係機関案といたしましては、銀行・コンビニエンスストア・警察・役場(地域包括支援センター)・社会福祉協議会です。是非ご検討をお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 畠山議員のご質問にお答えいたします。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりについてですが、町で実施している事業と町社会福祉協議会に委託又は補助金により実施している事業など、地域づくりを強化するための取り組みの推進になります。

取り組み状況についてですが、「災害時要援護者支援事業」は、避難困難者が災害時に迅速に避難できる支援。「間口等除雪支援事業」は、自力で除雪が困難な方への支援。「ふれあい安心電話推進事業」は、一人暮らしの高齢者の急病・災害時等の対応支援。「要保護児童対策地域協議会」は、不登校や児童虐待等の対応とその支援。「心配ごと相談所事業」は、弁護士による無料相談支援。「食の自立支援事業」は、一人暮らしの高齢者・高齢夫婦への栄養改善・健康増進の支援。その他、「地域福祉協力員設置人材育成事業」「ボランティア活動事業」「子育て包括支援センター事業」「生活支援体制整備事業」「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」などの取り組みをしております。

これら、現状の支援事業については、福祉ニーズの多様化、複雑化を踏まえ、単独での支援事業にも限界が生じているのが現状でございます。

これら課題にも適切に福祉サービスの提供が受けられるために今後、福祉・教育関係機関等の組織体制を構築し、高齢者、障がい者、子どもなどの分野を超えてその対応にあたり、

その相談窓口を一本化するなどの対応が必要になります。

また、住み慣れた地域で誰でも安心して暮らせるよう住民が主体となって地域づくりに携わり、地域力を高める必要もあります。

これら課題を踏まえ、地域力強化推進事業の多機関の協働による包括的支援体制を構築するために、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、教育など関係機関との情報共有を図り、効果的な福祉ニーズに対応する支援体制整備に努めてまいります。

そのために、多機関の協議による包括的支援体制構築事業の推進をしてまいります。

次に、全国では多くの高齢者が特殊詐欺の被害を受けており、その件数は年々増加しているのが現状でございます。

本町においても、特殊詐欺の多くを占める一人暮らしの方や高齢世帯など、被害を未然に防ぐために、毎年民生児童委員の皆様が五城目警察署から講師を招いて研修会を開催し地域で生かしております。

しかしながら、いつ何時、誰でもその被害を受ける危険性があります。本町においても関係機関を招集する会議等でも議題にするなど相互連携を図り被害防止に努めてまいります。

なお、特殊詐欺の被害防止の協定については、五城目警察署等関係機関からの意見を伺い検討してまいります。

8番 畠山一充 有難うございます。それで再質問といたしまして、表題の一つ目であります地域共生社会の実現に向けた地域づくりに関しての再質問でございます。

関連といたしまして、市町村地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するよう努めるものでございまして、地域の助け合いによる福祉、地域福祉を推進するために、人と人とのつながりを基本として、顔の見える関係づくり、ともに生きる社会づくりを目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画でございます。

本町からも、地域福祉計画策定について取り組んでもらいたいと思いますが、今後の見通しまた考え等ありましたらお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。

福祉課長 一ノ関一人 畠山議員のご質問にお答えいたします。

先程、畠山議員さんがおっしゃるとおり、地域福祉計画についてですけれども、社会福祉法に策定するよう努めるという風なことになっております。

現在、町ではこの策定はしておりませんが、地域福祉計画については社会福祉協議会で策定済みの地域福祉活動計画とも関連いたします。この計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。

今後、町では地域福祉計画を策定した場合の計画期間も同じく5年間であることから、この関連する2つの地域福祉計画と地域福祉活動計画についても、計画期間を同じくする必要があると考えております。

このことから、令和6年度に地域福祉計画策定に向けた作業を進めて、地域福祉計画と地域福祉活動計画の実施時期を統一したいと考えております。以上でございます。

8番 畠山一充 有難うございます。そうすれば今後ともどうか行政の地域福祉計画策定に当たりましては社会福祉協議会からも、その委員のメンバーといたしまして、声かけなどしてもらえれば大変助かります。そうすればこの表題1の地域共生社会の実現に向けた地域づくりということで、前進した形で町長からも答弁頂き感謝しております。

また、2つ目といたしまして高齢者の見守り・支え合い強化につきましては、警察署が主導となりますけれども、また行政等とも一緒に会合があった場合には、また発案とかしていただきながら前向きに検討してもらおうように進めてもらえば大変助かります。

そうすればですね、最後に昨日の町長からの行政報告かな、国とか県の補助金を活用しながら町づくりを進めたいという話もございましたので、やはり町民が主体となった形で住み良い町づくりを目指すために、どうか前進する形で検討してもらえば非常に助かります。

そうすれば私の一般質問はこれで終わります。有難うございます。

議長 伊藤秋雄 これにて、8番 畠山一充君の一般質問を終わります。  
次に、9番 金一義君の一般質問を行います。9番 金一義君。

9番 金 一義 金でございます。どうかよろしくお願いたします。

じゃあ表題1つでしたけども、表題として、これでよいのか八郎瀧町脱炭素社会構築事業委託についての質問をさせていただきます。

この度の、八郎瀧町脱炭素社会構築事業委託業務報告書を見ると、誠に粗末なものであります。今回、本町で委託した会社は、株式会社 日本総合研究所となっておりますが、本来

日本総研は、我が国でも超一流の野村総研、三菱総研と並ぶ我が国有数のシンクタンク頭脳集団であり、一般で言われているコンサルタントとは一段格式の高い研究機関であると伺っております。

よってこれらの研究機関が調査した報告書は、幅広い知見及び最先端の各種データを駆使して正に時代を先取りした結果が得られるものと伺っておりました。

しかし、この度の八郎潟町が委託先から受け取った八郎潟町脱炭素社会構築事業委託業務報告書は、本来、最終報告書にあってはならないケアレスミスが各ページに見られ、パソコンで書き上げて一度も見直しをしていないのではないかと思いますものでした。

また報告書では、数値計算する基本の基である旧報告書のページ5とページ6の間に、計算の根拠を示す考え方もなく6ページ以降の予測結果は、ただ単に環境省の自治体排出カルテを丸写しでグラフを作成していましたが、相関式も記載していませんでした。

このような粗末な予測は、シンクタンク社の報告するものとは考えられません。町ではどのように考えていますか。

ここで質問に入らせていただきますが、八郎潟町脱炭素社会構築事業委託の調査内容につきましては、前段で述べたとおり様々な箇所では基本的な過ちがあり、本報告書は到底町の結果として受け取れないような状況にあります。私も過去何回かこの件では一般質問をしております。

よって、この契約書を交わした時点からコンサルタントとのやり取りがあると思います。

政策に当たり、また町からどのような指示をし、あるいは回答を得ていると思いますが、ここに示してください。

議長 伊藤秋雄

畠山町長。

町長 畠山菊夫

金議員のご質問にお答えします。産業課で資料を準備しておりますので提出いたします。

9番 金 一義

産業課で資料の提出ということで、後でじゃあ提出をお願いいたします。

じゃあ2つ目ですけども、49ページにあります図表2-74で前回の議会で質問しましたが、外部調達電力単価キロワット数で10円となっておりますが、また売電単価は24円となっております。

この電力は何処から調達するのか、また売電先をどのように考えているのか、この試算は令和2年当時でもあり得ないと思いますが、考えた理由をまず教えてください。

また現在の状況もお知らせください。

議長 伊藤秋雄

畠山町長。

町長 畠山菊夫

電力の自由化に伴う第3次電気事業制度改革の一環として設立された、電力の売買を行える国内唯一の卸電力市場である日本卸電力取引所を想定しております。

議長 伊藤秋雄

金 一義君。

9番 金 一義

だから今聞いておるのは、何年位の試算でしょうかこの数字は。

議長 伊藤秋雄

はい、産業課長。ちょっと資料あれなので休憩します。いいですか。

( 休 憩 )

( 再 開 )

議長 伊藤秋雄

再開します。畠山町長。

町長 畠山菊夫

何処から購入するのですかと言うことで今お答えしました。

9番 金 一義

はい、だから何処から買うの。

町長 畠山菊夫

日本卸電力取引所を想定しております。

議長 伊藤秋雄

金 一義君。

9番 金 一義

だからこれはこの資料というのは、いつ頃の10円の単価の資料なのか聞いてるんです。一問一答だからそれは良いでしょう。これも全部出さないと、一問一答の質問になっていけないじゃないですか。私一問一答をお願いしてありますよ。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 全員協議会の時も日本総研さんの方いらして、その時にお聞きしてもらえばよかったんですが、今急にそう言われても・・・

9番 金 一義 だってお宅が委託して作らせた資料でしょう。それをよ・・・  
お宅が作らせた資料なんですよ。お宅が作らせた資料でしょうって、こういう資料ね。  
そうすればお宅が承認して作らせたでしょう。

議長 伊藤秋雄 暫時休憩します。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開します。

9番 金 一義 そうするとね、我々の質問って出来ないですよ。だってこの出来た資料を町で咀嚼して結局OK出したでしょうから、全てコンサルが来てどうのこうのって、じゃあ町が全然分からない資料を我々町民に提示する訳ですか。  
そうすると町がまるっきり咀嚼してないものをね、今、町長が我々分からないと正直分からないでしょうけど、結局そうすると質問の順序がなくなっていかないですよ。  
私は一問一答でお願いしてますからね。だってお宅方分かると思って質問してるんだものこれを作らせたでしょうお宅が、畠山菊夫さんの名前で作らせて990万円払ったんでしょう。それをよ、今こうやって一問一答で聞いていけば、我々は素人だから分からないと、そうすれば全然もう話にも何も、どうせコンサルさんとの打ち合わせも何もしていない訳です。で、我々だって勉強してやってきて質問の材料持ってきてますよ。  
結局私共は、町当局は全部咀嚼してるもんだと思って質問してる訳ですよ。そうしないと質問の要旨にならないじゃないですか。  
ただ表題にだけ答えるだけであっては、一問一答の意味ないですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まあはっきり言いますが、金さんからの質問だけなんです用紙1枚、はっきり言います。これに金さん突然に、じゃあどうして前もってお聞きしたいことをこれに書いてくれないんですか。そうすれば書いてくれれば私方、日本総研に問い合わせまして書くことができます。お答えすることもできます。  
今、金さんはコンサルタント、金さんがお願いしている、あるいは家族にお願いしてるかどうか分かりませんが、そういうのを見てこう言う風に質問する、ああ言う風に質問するとあるでしょうけども、もし金さんが納得する答えを得るのであれば、事前にお聞きしたいことを書いていただければ私方も答えれると思います。

9番 金 一義 じゃあ今のお話だと質問する意味も何もないです、議長。要するに我々はやっぱり議論を深めるために一般質問をして、だから一問一答ということやってます。  
そういう答えだとね、最初から自分方はこの資料は全然把握できないんだと、そうすれば質問する要素だけを書いてくださいと、それをここで聞いて答えると、それでは何も町のあれとしてはね、そこらへんちょっとおかしくないですか議長、指導してやってくださいよ。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 すいません。おそらくこの報告書何回か、1回説明は受けているんですけども、そうするとこの数字10円ですけど、いつの数字かということによろしいですか。  
あのおそらく令和2年か若しくは元年だと思っております。

9番 金 一義 2年ではこの価格では出てないです。私調べてきたんですけども、2年ではね。  
2年ではネットでも出てますよ。21年の10月から上昇しています、これネットですけどもね。だからこの10円というのは要するに何で聞くかということ、この記載でお宅方がいろんなことをするというのは、ちょっと考えもんじゃないかということで、何で町長笑っているの、バカにしてるんですか。何で笑ってるんだって、笑ってなかった。笑ってなかったですか？そうですか。これだとね何も質問にもならないですから。  
じゃあ、次に議会で要求してきた35ページにあります、図表2-55の暖房負荷シミュレ

ーションの計算過程及び図表2-56の各月の暖房最大負荷計算過程も明示してください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 産業課で資料を準備しておりますので、提出いたします。

9番 金 一義 次の質問に入らせていただきます。八郎潟町脱炭素社会構築事業委託の報告書について、48ページ図表2-74の試算の前提条件では、これもこれ以降の計算の数値ですが、何と市内電力需要量を3億4,658万4,000kwhと、とんでもない数字が記載されておりました。この数値はまたタイトルも市内電力需要量と記載されていましたが、これは世帯数を69,316としての計算でなければ算定できない数値であります。

多分この数値というのはここではないと思うけども、新潟県の上越市での人口が12万以上の都市の数値でないかと、この誤りを先の議会で私が指摘したことで訂正したようですが訂正した数値もまた間違ってます。町は気づいていますか。正しい数値を示してください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫 正しい数値は、年間2,068万3,323kwhとなります。この数字は、環境省が出している「2018年八郎潟町温室効果ガス排出量カルテ」からとなります。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 この世帯数はこれで大丈夫でしょうか。この今話された数値のあれで、いくらの世帯数で計算されてるんでしょうか。結局、うちの方の人口世帯数は2022年の住民基本台帳では2,432世帯となっております。

これにこの42ページにも記載されているように、1世帯当たりの消費電力量は5,000kwhとなっておりますから、我が町の電力需要量はこの世帯数×5,000kwhとなりますから、1,216万kwhとなるんじゃないかと思ひまして質問しましたが、そこらへんの考え方はどうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 43ページの1世帯当たりの年間使用電力量は、電力使用量は5,000kwhということですが、この数字のことだと思いますけども、おそらく間違いはないと思っております。以上です。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 そうすると先程、環境省の云々といった数字とは、一致しないんじゃないかと思ひます。そこら辺、今、課長さんが5,000kw×我が町の世帯数の計算なると、1,216万Kwhの数字になるんですけども。

議長 伊藤秋雄 そのことに対する答弁は、はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 すいません。今この場ですぐ確認することできないので、後でお答えしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 要するに今質問しているのは、この数字が正しいのかどうかということで、お伺いしてる訳であって、結局我が町に沿った数字なのかどうか、この委託書ですよこの物が我が町に沿って作られたものかどうかを聞いておるので、こういう質問をしてる訳です。

そこらへんで当局もそこまで踏み込んでいないようなお話ですけども、結局、作った以上はやっぱり作った方の会社の人間と、1つ1つやっぱり精査しないと我が町の八郎潟町の基本的なもの合ってるのかどうか、それをきちっとやらないとうまくないと思う訳ですよ。

で、結局さっきの町長の答弁だと、我々は素人だからそこらへんまでは分からないと、そうすると何のためにこういうものを嘘八百並べたものをですよ、作ってこれで正解だということで業者さんにさっきも話したように、約1,000万近い委託料払ってる訳です。

だからそこらへんの町の考え方を、もう一度町長さんお知らせください。

議長 伊藤秋雄 畠山町長。

町長 畠山菊夫

この委託した経緯について、ちょっともう一度お話しさせていただきます。  
実は環境省と日本総研そして当町と、コロナ禍の中でありましたのでネット会議を行っております。その時の私の発言をちょっと抜粋させて、ちょっとご報告させていただきます。  
2020年の10月に、国が2050年までに国内の温室効果ガスを実質ゼロとするカーボンニュートラルを菅総理が宣言いたしました。  
そして始めに、私は2050年の温室効果ガスゼロ社会の実現に向けて、当町の考えをご説明します。町では新しい役場庁舎を建設中であり、省エネ型電気・空調設備を導入、太陽光エネルギー、公用車の電気化や公共施設等の再生可能エネルギー化を進め、役場が率先して脱炭素化社会に取り組むことで、民間へも脱炭素化への波を広げ、2050年には温室効果ガスゼロを目的と考えております。  
令和2年度の事業の二酸化炭素排出抑制対策等の補助金に応募いたしましたが、訴える力が浅かったせいか、残念ながら不採択でありました。これは議会の皆さんにもご報告しております。  
町の将来を見据えて、より実現性の高い事業としたいと思っておりますので、今回の支援事業に応募いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。  
なお、バイオマス熱供給には、もみ殻を計画しています。秋田県ではまだ田んぼでもみ殻を燃やす農家さんがいます。この厄介なもみ殻を利用し、なお一層の環境整備にも努めてまいりますので、重ねてお願いたします。  
バイオマスエネルギーを使った産業分野の取り組み計画について、脱炭素社会に向けての実効性とかつ採算性の高い事業となるモデルとなるよう頑張りたいと思っております。  
本町では、県内でも積雪や自然災害の少ない地域でもあります。稲作が中心である町の主要産業も人口減少や担い手不足により、将来が心配されております。  
限りある資源を有効活用して、地方創生を図れないかが課題となっております。こうした産業の中心となるエネルギーを廃棄物であるもみ殻を活用して、熱エネルギーに変換して冬期間の収入確保、支援産業の開発に資するものでございます。  
町にある廃校舎や休遊地も有効活用をいたします。と言うことでこの後、県選出の国会議員の方にもお願をし、そして認められご承知のように環境協会の補助金で1,000万円の補助金を頂いて、この事業をお願いした経緯がございます。  
今後、町としても脱炭素社会において、事業もそうですけれども太陽光パネルそしてまた公用車の電気自動車購入など、あるいは駐車場への町民サービスとして急速充電器の設置など補助金を活用して取り組みたいとも思っております。  
昨年、町の環境審議会の皆さんからも、町に対してゼロカーボンシティ宣言の要望が出されておりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄

金 一義君。

9番 金 一義

今そういう高度な町の基本構想があるということで、そうすればねやっぱり尚更こういうものを出来たものをやっぱり精査して、町に結局合ってるかどうかということ、今50年ゼロカーボン社会を云々とあるんですけども、そういう感覚を持って行かないと全然我々はコンサルでなければ分からないと、そうすると何の目的でやってるのかも分かりません。  
今、町長さんはその考えをね述べていただいて、それはこれからの社会の大きな指針ですよ。だけどそれでもってこういうものを作らせたんだとすれば、やっぱり町の方でも何人かの専門と、もちろんコンサルさんと打ち合わせしてここはこうだとやっぱりしていかないとこっちが質問すると何処かのコンサルか分からないような話されて、非常にバカにされてるような感覚で質問してるんですけども、やっぱりきちっと勉強して欲しいということですよ。その趣旨は分かります、分かるから私こうやって嘘ついた物を書いてるから質問してる話であって。  
次にじゃあ進みます。訂正したこのものをね、私頂いたんですよ、ね、町長さん。町長、このね私話して後から訂正したんですよこの同じものを。これは前に議員の方も持ってるでしょうけども、それで後から訂正されたものを見ましたら、50ページの2-75の試算結果って小さく書いてあるんですよ。  
だからそれはただコピーしてやっただけなんですよ、そこらへんは課長さんも分かるよな、見てないですか、分かります？  
だからそういうのもね、いかに相手が迷惑を被って、こっちから言わせればですよ、そうやって話したから迷惑で作ったのかなという感覚で、本当に誠意を持ってこの物に我が町に町長が今お話しされたような形でやってるんですけども、相手のコンサルさんが我が町を誠意を持って対等に付き合ってるのかどうか、そこをちょっと町長に聞きたいです。

議長 伊藤秋雄

産業課長。

産業課長 千田浩美 業務委託をしてから4回、実は日本総研さんが本町に足を運んでその都度報告書の叩き台となる資料その説明をしております。それについて疑義があった場合に我々もやっぱり質問して、この数字はどうだということを話はしております。真摯に対応してくれてるとは思っております。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 そうすれば課長、私にくれた改正した資料ありますよね。真摯に対応したのであればあのような図柄、拡大鏡でないと見れないですよ2-75というのは。だからいかに真摯に対応してそういうことするのかと思うんですけども。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 2-75の試算結果表につきましては、確かに見にくいことは承知しております。ただこのページに嵌める段階で、このように小さくなっているものと理解しております。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 だって前のやつはもっと大きいですよ、同じA4でしょう。A4だよ、同じ大きさだよ。それはもっと大きくなってます。後で旧から見て新しい方は見にくいということで話してるけども、それで真摯に対応してるのであれば、お宅方がやっぱりそこら辺の注意喚起が足りないんでないかなという感じで、今話しております。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 私、今見てるの旧報告書の方でありまして、旧の方見てましてこの表、横になっているんですけども、これがおそらく縦になったということですよ。はい分かりました。

9番 金 一義 じゃあ次に進みます。これも図表2-74で本事業体の前の報告書の販売シェアに記載しております旧報告書では、1から5年目が0.5%、5から10年目が1%、10年目以降1.5%となっていました。これは今の訂正したものと1から5年目が5%、5から10年目が15%、10年目以降が20%と変わってます。だからこの変わった意味というのをちょっとお知らせしてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 シェアを変更しているのは、事業として最低限成り立つにはどの程度の顧客に販売しなければならないかを確認するためのものがございます。

今回、先ほどの質問のとおり数値を修正しましたので、シェア率も変更したものです。仮に、事業者がシェア率を最大20%まで高めることが非現実的と判断すれば事業は成立しませんし、それが現実的に可能と判断すれば事業はできることとなります。

あくまでも一つの目安を示すというもので、事業を実施するかしないかは、また、誰が事業を実施するかは、今のところは未定でございますけども、今回の委託業務は全体を通じて2050年にカーボンニュートラルを達成するために再生可能エネルギーをどれだけ導入する必要があるか、導入する際にはどのような事業のイメージとなるかをまとめたものの業務でございます。

議長 金 一義 そうすると前の0.5%、1%、1.5%の数字の元は何だったんでしょうか。今の5%、15%、20%と変えています、その説明は受けましたけども結局コンサルさんが作ったのは1~5年目までが0.5%、5年~10年が1%、10年目以降が1.5%となっておりました。それが今回の改訂されたものに今話したように5%、15%、20%と変わっているのは今町長から聞きました。だからその直す前のその数字っていうのは、そこらへんの原因っていうのは何も聞いてなかったのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 誠に申し訳ありません。そこまでは聞いておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

- 9番 金 一義 そうすると、こちらで一応こういうのあげてやったから、コンサルさんでは「ああ、そうですか」っていうことでこの数字改めたんでしょうか。そこらへんの打ち合わせっていうのは、どういう感じでしたか、課長。
- 議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。
- 産業課長 千田浩美 以前から金議員にはいろいろご指摘を受けまして、それでその事をコンサルさんにお話しております。それで、全ての数字をもう一度見直して欲しいという旨も伝えてあります。その結果、このようになったことだと思っております。
- 議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。
- 9番 金 一義 そうすると、要するにあの雑な、何回も言うんですけど、資料だったんだと思わないですか。課長、そこらへん打ち合わせしながら、いい加減だったなあと思わないですか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。
- 産業課長 千田浩美 我々としましては正直な話、いい加減だとは思っておりませんでした。説明受けてる段階で、その当時4回打ち合わせしてはしますが、その都度その都度説明を受けておりますのでそれを信じていただけです。以上です。
- 議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。
- 9番 金 一義 このくらいの資料作るのに、ただ4回の打ち合わせで出来るものですか。そこらへん、普通はどういう感じなものですか。この資料を作るのに4回の打ち合わせというのは、ちょっと、短いんじゃないかなと思いますけども…。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 まあ、冒頭、金議員さんもおっしゃってましたけども、株式会社日本総研は地方自治体及び国のエネルギー脱炭素管理の調査計画事業化支援等の実績を多数有し、当該分野における国シンクタンクコンサルティング業界を代表する企業でございます。と言うので、他と同等のまあ、うちのほうの町が小さいからどうのこうのではありませんけども、このくらいの打ち合わせで他もしていると思っておりますけども。他のほうは分かりませんが。
- 議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。
- 9番 金 一義 はい、その中身分かりましたけども、やっぱりあの、打ち合わせの段階で真摯にってことだったんですけども、このような形で結構雑な数字が記入されて…違うすか、町長さん、そこらへん。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 今までご指摘の部分も大変間違いはありました。2文字が抜けていたとか、表は合ってるんだけど数字が違ってあったとかいろいろありましたけども、これは残念なことでございます。残念なことでございますけども、間違いは誰にでもあることで、金さんがいろいろ指摘された中でも、それが正しかったこともありますので、そのへんも考慮してご理解をいただきたいと思っております。
- 議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君
- 9番 金 一義 はい、次に進みます。これは図表に倣うようにしての問題ですけども、これには借入金が3,090万となっていますが、58ページにあります図表75には年間返済額、支払い20年の…年間返済額3,090万円の支払い期間20年の間支払い150万4千500円が記入されていますが図の75には、その問題が記載されていません。ここらへんは、関連図の74と75とは関連してないでしょうか。そこらへん。



議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 図表の2ー75、これに関しましては損益計算書、ということだそうです。返済金は経費でないので損益計算書には計上しておりません。借入金は税務上経費として取り扱っていないためということでもあります。また、借入れ利息については経費となるため計上してございます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 そうすると、この借入の予定先って言うんですか、これは公庫とかそういう利息が3%になってますけども、そこら辺の兼ね合いを考慮してこの3%の金利はどこを想定して3%なのかお知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 これ作った当時、平成3年度ですけれども、この試算表自体はおそらくその前になってると思います。借入先まではまだ、どこそこということは聞いておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 そうするとまず、この3%っていうのは現在もいきってるってことで解釈していいですか。そこらへん。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長

産業課長 千田浩美 以前、町長の答弁、以前の議会ですけれども計画書作ってから情勢が変わっております。ですので、現在の、分かるとおり電気料、全てにおいて高騰しております。ただ、これ作った時点ではこの数字で良かったと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 そうすると、うるさいようなんですけども、こういう物は作った時はこうなんだけど、現在の物にこう書き換えるような感覚というものは町当局としてあるもんですか。この、結局、計算書ですよ。要するに借入れの形で返済が15年で3%になってますが、現在の形で今お話されたように諸物価が上がってるんだと、そういう形で見直すっていうのは考え方あるもんですか。そこらへん。今後ですね。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長

産業課長 千田浩美 見直しに関しましては、今後検討していきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 はい、じゃあ検討してください。  
次に6問目ですけれども、瑕疵担保責任についての問題でございます。今回も含めても前々からこの資料についての間違い箇所を指摘してきましたが、再度訂正した報告資料についても全体的に粗末な報告書で、これを他町村のようにインターネット上にアップしたら、我が町は笑われ者になるんじゃないかと思っております。よって、受注者にこの責任を取ってもらう必要があると思っておりますが、例えば、コンサルタント業務は国土交通省事務次官通達の土木設計委託契約規則書設定について1995年によりその取り扱いが規定されています。それによると、瑕疵担保については第40条には発注者は成果物に瑕疵がある時は受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し又は損害賠償を請求することが出来るとあります。本町では、どのような対応を取るかお示しをお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 株式会社日本総研は間違いの指摘に対し、その間違いを認め報告書の見直しを行い訂正しております。尚、今、瑕疵担保責任ということですが、現在は民法が改正されて契約不適合責任との事かと思っております。株式会社日本総研は間違いを認めて報告書の訂正に応じておりますので損害賠償を請求するつもりはございません。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 そうすると、この修正っていうのは、はっきり言っているのが正確な物出来るんですか。そこらへん。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長

産業課長 千田浩美 このあと速やかに報告書の提出を求めていきます。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 このあと速やかについて言うと、どのくらいの時間ってことですか？このあと速やかについてことは、どういう感覚の話ですか？

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 日本総研さんの方とは製本の部数もありますので打ち合わせをしながら行っていきたくと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 あと製本って言いましたけども、大潟村さんで出してるような、ああいう本なのでしょうか。それと、部数っていうのはどのくらいの部数ですか？

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長

産業課長 千田浩美 大潟村さんでは、どういった形で出しているかは分かりませんが、製本っていうのは、こういうような製本になります。で、部数については以前金議員が、せめて議員全員に配っても良いのではないかと、そのようなこともありますので部数について今現在、担当と打ち合わせ中であります。

9番 金 一義 いすか。答えて下さい。何かあったら。いすか。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君

9番 金 一義 大潟村の…っていうのは、ネットでもちゃんと入ってます。ちゃんと立派な本になって出てますので、それはあの見れば、中身を見ればですね、結局あの要するにコンサルばかりじゃなくて町の…村の方とか、それから教育関係みたいな人方も入って作っている町の本です。本ていうか調査書です。だから、そういうのは、きちっとあんだがだもやっぱり勉強して欲しいと思います。だから、私はこれで3回この問題に質問してるんですけども、結局きちとした事をやっぱり町当局も全部っていうのはあれでしょうから少なくとも職員の方なり、管理職の方でも勉強なさっていかないと結局何書かれているか分からないから質問すると、また町としてはおもしろくないでしょうけども、そこらへんまず町長さんお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今まで間違いについては訂正しながら答えてはおります。先程も言いましたけども、やはり間違いに対して本当に私も残念だと思っております。ただ間違いはあるものと思っております。そこで信頼関係が無くなるってことでもないし、本当によくやってくださったものと思っております。金さんが今質問された瑕疵担保責任、このことについても今は契約不適合責任という言葉でありますので、金さんが質問しているこの中でも、やっぱりそういう間違いはございます。これは100ページにも渡る物もございまして、間違いはあるものと思っております。残念ではありますけどもね。そのへんはこれからも信頼を繋げながら事業を進めていけたらなあ、と思っております。それで、私ひとつ…一問一答ですので、質問してもいいですか。

議長 伊藤秋雄 はい、いいです。

町長 畠山菊夫 金さん、この資料、報告書、これ…求めました。で、職員が金さんの家までお届けしました。お届けしました。その時に職員お渡しする時に何か言いましたか。ちょっとお聞きします。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 いつの資料ですか。最初の資料？後からの資料は直接課長からいただいたんですね。

町長 畠山菊夫 この報告書でございます。金さんが指摘しているこの報告書でございます。

9番 金 一義 これは、最初の報告書？俺、何言ったかも分からないです。最初、一番最初の報告書ですか？改正なった報告書？

町長 畠山菊夫 3年の12月に株式会社日本総研が出した報告書でございます。

9番 金 一義 いやいや、だから、これ2冊貰ってるんですよ。最初の方と後と。旧のヤツと。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 最初の資料だそうです。

9番 金 一義 やあ、それは、いつ頃の話かちょっと…何か失礼な事をお話したんですか。それであれば、ここで陳謝しますけども。そう言うことは。私個人に誰持って来たのかな。これは、あれじゃない？各個人個人に配ったんだか？

産業課長 千田浩美 いえ、違います。金さんに配りました。

9番 金 一義 いやいや、俺だけか？役場職員、他の議員さんさは配ってないんだ？

産業課長 千田浩美 それは後の話です。

9番 金 一義 後？じゃあ、俺だけになんで早く配ったんだ。それだば、おかしくねが。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金さんが提出をお願いしたから、私方協議をしてお渡ししてもいいですよって課長が持って行ったと思っております。その時に課長が何とお渡しする時に何と言ったのかをお聞きしております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 いやー、それはちょっと私記憶にございません。失礼な事をおっしゃったのかは分かりませんが、だけでもこの資料が出来た事自体も早く分からなかったですよ。私は、この資料がね、出来た時も、要するに渡されて初めてこういう資料があるってことで意識しております。自分からこういう物が出来たから下さいって言ったのかな？何か失礼な事おっしゃいました？

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 課長に言って報告書を求めたって事でございます。

9番 金 一義 いやー、そうすれば、ちょっと…この物がね？だから、ちょっと忘れた。記憶にございません。

議長 伊藤秋雄 はい、いいすか。

町長 畠山菊夫 課長が家に届けた事を記憶に無いってことは、おかしいじゃないでしょうか。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 いや、そう言われても記憶にちょっと無いです。はっきり言って。要するに自分がそういう

形で催促した気持ちも無いし、自分としてはこれは全部議員の方に配って一緒に私も手元に入ったのかなあと感じております。

町長 畠山菊夫 記憶に無いと言われれば…課長が金さんにこれを届けたんですよ。それで、これを金さんがコンサルタントにお渡しして調べてもらった事だと私方は理解してます。自分で調べたんですか？

9番 金 一義 いやいや、それは違いますよ。

町長 畠山菊夫 ですから、お渡しする時に課長が何として金さんにお渡ししたか、お答え下さい。

9番 金 一義 だから、それはちょっと記憶にございません。それは、はっきり言って何か乱暴な事言っただけですか？課長。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 課長はなかなか答えられないと思います。

9番 金 一義 要するに、これは第三者に見せてダメだとか何とか言っただけですか？

町長 畠山菊夫 そう言うことは言っておりません。ですから、覚えているかお聞きしているのです。

9番 金 一義 いやいや、全然私記憶に無いです。言ってください。どういう事だったか。

町長 畠山菊夫 課長は金さんにこの資料を渡しすれば他の議員さんにもお渡しする事になりますけどもよろしいですか？と尋ねております。

9番 金 一義 そしたら、ダメだって言っただけですか？課長。私、ダメだって言った？

町長 畠山菊夫 あのう、そのような事を言いました。

9番 金 一義 私はそういう事言ってないと思いますよ。

町長 畠山菊夫 ま、以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、後で調べて下さい。よろしく。それから、もう一つ言っておきますが、お互いに質問する時は、ちょっとパワハラみたいな行動は止めてください。それから当局も資料はやっぱり質問の事は適切に答えるようにしてもらいたい。はい。以上でございます。これで、金一義君の一般質問を終わります。

9番 金 一義 どうも、ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これで、昼食に入ります。午後1時30分からまた行います。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 それでは、午前中に引き続き再開いたします。次に2番 小柳聡君の一般質問を行います。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。本日は表題を二つに分けまして人口減少に対する話題とスポーツの話題を交えながらオリンピック記念会館の今後について議論出来ればと考えております。先月の八郎潟町スポーツ賞授与式でも感じましたが、本町は少ない児童数の中でもスポーツ分野においては特に結果としても表れていることを実感いたしました。地域出身者の活躍や頑張りが住民に元気と勇気をくれます。また、いよいよ開幕を迎えるWBCも日本全体が盛り上がるチャンスなのではないかと、スポーツの持つ力というものを改めて期待しているものです。

本日の一般質問は7人中4番目ということで中軸の4番バッターを任されたと思いながら質問に入らせていただきます。

私が読んでいる本で、先月拝読した本で、人口減少対策は「夏休みの宿題」のようなもの

であるという印象的な言葉がありました。これは、いつかはやらないといけないと分かっている、つつい後回しにしてしまう、からだそうです。目の前の課題を優先しつつも、出来るタイミングで手を打って行かなければ社会が老いていく、老いてしまいます。人口が減るだけでなく、少子高齢化も加わる為でございます。

1973年の第2次ベビーブーム時には200万を超える出生数があったにも関わらず、ついに昨年は80万人を割り込みました。ここ数年は一昔前より急激な落ち込みが続いております。おそらくコロナ禍で結婚数が減り必然的に出生数が減った事が一番大きな要因ではないかと私は関連づけて考えております。昨日の施政方針にもありましたが、この4月にこども家庭庁が発足することにより、子供政策を新たな推進体制に関する基本方針に基づき新たな政策を打ち出す事を注視しながら町単独支援を含めて施策に反映したいと明言されました。

また、岸田首相が打ち出した「異次元の少子化対策」について、今現在は期待と不安が入り混じる心境ではありますけれども、今年度中に取りまとめて方針が示されるはずですので、私もその推移を見守りたいと思います。そこで、今回は少子化対策を議論するのではなく少子化に影響を与えているであろう晩婚化や未婚化に対する角度を変えた支援を提案したいと思います。

秋田県のような地方においては空き家問題が深刻化する一方で一戸建ての住宅の需要がそれなりにあるものと認識しております。住宅市場は人口減少と歩調を合わせて需要が減るわけではないと考えます。それは当町においてもこの10年間、先程畠山議員の…10年間で1,156人の減少があったとありますけれども、世帯数はあまり変わっていないことから明らかです。ただ、今後を見据えた時には高齢者のみの世帯も多く、さらに空き家が増えるものと確信しております。また、現代社会における晩婚化の流れは簡単には変わらないと私は思っています。仮に40代半ばで新築の住宅取得を考えた際にローンの期間や月々の返済額も大きくなると思われれます。そこで、例えば、50歳未満の夫婦、これは子供がいても構わないんですけども、に対して中古物件の購入助成制度を設けてみてはどうかと考えます。当町では空き家購入型リフォームなどの補助金もありますが、実際にはリフォームを必要としない中古物件として販売をしているケースもございますので、そういったところまで支援の形があつて然るべきだと考えます。ほんの僅かでもターゲットを明確にすることによって目に留まる可能性が増えると思いますし、受け止める側の印象も変わるのではないかと考えてのもです。

ここで、質問いたします。中古物件取得に関して支援を広げていくべきではないかと考えておりますが当町の返答をお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議委員のご質問にお答えいたします。  
中古物件取得に関する支援については、令和5年度から新規事業として結婚新生活支援事業を行います。この事業は婚姻届を提出し本町に住所登録された方に対して新居購入費、改築費、修繕費、家賃、敷金等について補助するものであります。補助額は国庫補助対象事業費を上限額としております。夫婦共に29歳以下は60万円、夫婦共に39歳以下は30万円、世帯所得500万未満の方が対象になります。

また、中古物件の取得に対しての支援ではありませんが、住宅リフォーム支援事業では、子育て支援、子育て世帯及び移住・定住世帯を対象に空き家を購入してリフォームを行った場合、県補助金においては対象工事費用の30%、上限額60万円を、町補助金においては20%、上限額を40万円を助成しております。本町においても他市町村の事例を参考にしながら本町独自の助成を検討してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 実は今回の当初予算で、ちょっとそういった文言が出てきたなっものを感じました。空き家の取得を促す意味での、私自身はこの質問の意味意図としては新築物件よりもあえて中古物件に対して手厚い支援をしたらどうかといったところなんですけれども、そこに対してもう一回答弁をお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 中古物件、これ、非常にこれから大事になると思いますので、この部分は大切にこれから検討していきたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 これは是非お願いしたいと思います。ちょっと先程29歳以下で60万、39歳以下で30万と聞いていたんですけども、例えば49歳以下っていう区分は無いのでしょうか。

議長 伊藤秋雄

はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

それも含めまして検討はこれから行って行く予定としております。

議長 伊藤秋雄

はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡

これはですね。何故これを言ったかという先程も申し上げましたけども晩婚化の流れがやはり簡単には止まらない、と言ったところもございまして、是非そこらへんも含めて進めさせていただきたいと考えております。これは委員会の方でも提言をしていきたく思います。

続けていきます。結婚に関しては個人の自由というのは改めて言うまでもありません。人口減少は晩婚化また未婚化の流れが大きく影響を与えているのだと私は認識をしております。ただ、結婚を望んでいるにも関わらず、出会いに恵まれないという声は応分にあります。当町ではあきた結婚支援センターへの登録料を全額助成しており、ここ数年はコロナ禍で開催出来ておりませんが、婚活事業を実施しております。私自身も婚活支援事業は主催者側として何度か経験しているのですが、なかなか成果を上げるのが難しいと感じました。例えば、男性の対象者を町内に狭めると人が集まらない、間口を広げると町外の方々の応募が殺到する、女性の参加者は条件を緩めてもなかなか集まらない、そんな事も経験いたしました。自治体として婚活の王道スタイルを確立出来ない限り、毎年継続していくにはアイディア的な難しさもあり婚活支援事業に関しては今後の方向性も含めて見直しも必要と考えます。例えば近隣の自治体と広域で協力体制を構築することも検討して良いのではないかと思います。また、婚活事業と同じ金額を投資するのであれば、秋田県内の街コンに参加する町内在住者の方々に対して参加費を実費弁償として支払う体制、これは高額であれば一部助成という形でもいいんですけども、そういった体制が取れば結果として対象枠が広がるように感じますけども、婚活支援事業の体制を今一度検討してはどうか、と言ったところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄

はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

結婚を支援する事業については、de愛サポート事業、あきた結婚支援センター登録料全額補助事業があります。特にde愛サポート事業については、開催関係者の皆様から特段のご協力を賜り感謝しているところでございます。de愛サポート事業については、参加人数がなかなか集まらない等、関係者の皆様にも大変ご苦労をおかけしております。この事業は参加者を確保しながら婚活のための出会いの場を提供しサポートするものであります。このことから、近隣町村との広域開催案も一つと考えております。今後の方向性については今まで開催にご尽力いただいた皆様とも検討してまいります。

また県内の婚活イベントへの参加費用の助成についてですが、周辺町村では実施していないことや婚活イベントの助成対象となる範囲についても課題があり、適正な助成が求められますので、今の時点では考えておりません。

議長 伊藤秋雄

はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡

今のご答弁で広域開催については前向きに考えていいのではないかと、言ったところをいただきました。所謂、街コンに参加する参加費を実費弁償ってところなんですけども、そのところは難しいと、私、実はですね、なんでこういう事をやるかというところ、こういったところを支援出来ると、たぶん間口が一気に広がるんじゃないかなあと言ったところがございます。

ただ、これ、難しい事があるからなかなか出来ないというのは、例えば、領収書が出るのか出ないのか、証拠はどうするのか…と思うんですけども、そういったところで難易度があると思うんですけども、最終的には街コンのみならず合コンなんかもしていくと、とても特異的な形で紹介されるくらいのモデルケースになるのではないかと、それで今回ちょっと取り上げてみました。広域開催を考えるところは前向きな答弁をいただいたので是非これは近隣自治体と相談体制を取っていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

ちょっと答弁いただけますでしょうか。

議長 伊藤秋雄

はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

小柳議員おっしゃった通り広域的な開催、これは必要かと思っておりますので是非、検討してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 婚活という言葉だけじゃなくて、もっと広げていきたいといったところがございます。婚活というキーワードそのものが独身者にとって温度差があるものだと思います。結婚を希望しない方、相手はいても経済的理由で躊躇っている方、結婚を望んでも出会いが無い方、十人十色の性質を持っているかもしれませんけども、人口減少の根本的な影響を与える未婚化について、結婚を希望する方々に少しでも行き届くような支援を検討していただきたいと思います。人口減少問題、あれもこれもと政策を展開する事より、あれかこれかと絞って進める事が大事だと言う視点もあるかと思えます。

ただ、一方で少子高齢化に伴うこの人口減少問題は一つ一つの政策を増やして解決出来ることでもないで、極めて総合的な取り組みも必要になってくるかと思えますので、皆さんといろいろな協議を議論しながら進めていただきたいと思えます。ちょっと最後にまとめとして答弁いただけないでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 婚活も含めまして、いろいろと対策というのは今まで講じた中では、いろいろ難しいところがあります。そうした中で他市町村の事例、これうちの方の町に、地域に合っているものがあれば、それを積極的に取り入れて実施していきたいと思っております。私もこういう部分ではなかなか苦手なところがありますので…、頑張ってみますので、よろしくをお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 ありがとうございます。私の方からも当局に対してこういった事が、出来ないかと言うことを今後相談を取らせていただきたいと思えますので、まずこの一問目の質問は終わりたいと思えます。

次にオリンピック記念会館の今後は、といったテーマについてお話をさせていただきます。何故このテーマを持ち出したかと問われれば、限りなく近い将来にオリンピック記念会館に再びスポットライトが当たる可能性があるということです。理由としては皆さんご承知のように本町出身の志田千陽選手がパリオリンピックに出場する可能性が極めて高いことであります。2月11日・12日のバドミントン団体戦「S/Jリーグ」（トップ4トーナメント）で所属している再春館製菓所が優勝し、更にシダマツペアは最高殊勲選手賞に輝きました。町民の一人としても大変喜ばしく、私自身も試合結果が更新されるのを何度もチェックしていました。志田・松山ペアは日本ランキング1位であり、また2月14日時点の世界ランキングにおいても世界2位という堂々たるポジションにいます。オリンピックが本町から再度誕生することになれば、対外からも注目されることはもちろん、町としても大いに盛り上がっていくものと確信をしております。そんな状況で今のオリンピック記念会館を鑑みた時に、私の印象としては若干物足りなく映ります。一定の利用者にはリピーターとして活用いただいているものの、もっと幅広い世代の利用者が増えて賑わって欲しいと思えますし、健康福祉的な目線でも活用方法を増やせるのではないかと考えております。この度の質問では短期的な考え方と中期的な展望を議論出来ればと考えております。まずは、議論を進め易くするために把握出来ている範囲での利用状況をお伺いいたします。オリンピック記念会館の1階アリーナの利用状況と2階の利用状況をお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。令和4年度4月から1月までの1階アリーナの一般利用者数は2,633名で、レスリングスポ少(9名)は水曜日と日曜日に902名、卓球協会(10名)が11月から1月までの冬季期間の木曜日に99名程利用してあります。介護予防自主グループ、シニアパワークラブ(20名)は1階と2階の両方を使用しております。2階トレーニングルームの一般利用者数は3,242名となっております。令和3年度のアリーナ利用者数は4,827名、トレーニングルーム3,812名、令和2年度のアリーナ利用者数は4,966名、トレーニングルーム3,563名、令和元年度のアリーナ利用者数は6,646名、トレーニングルーム5,222名となっております。人数の比較については令和4年度は、まだ年度途中のため比較出来ませんので、コロナ禍の令和2年度と3年度と、コロナ禍前の令和元年度と比較すると年間利用者数で約3,300名減少していることとなります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、ご丁寧にありがとうございました。

令和3年、令和2年の辺りは、あまり大差は無いので、令和元年度と比較するとそのくらいの減少があると分かりました。おそらく3,300という数字は定休日を除くと1日10人位減ってるのかな。今、計算機も無いのでちょっと分からないんですけど、やはり減少しているってところは確認出来ました。個人的にはもっと利用者が増えて欲しいと思っております。そのためには、どんな課題があって、どのようなアプローチをすれば効果的であろうかなといったところをこれから考えていきたいと思っております。私は健康志向が高まっていることを感じております。

近隣ではトレイクかたがみが秋田未来づくり交付金を活用して整備しました。当町のオリンピック記念会館と違って有料制であるにもかかわらず当町から定期的に会員になる方もいらっしゃるということです。トレーニングルームの使用は潟上市外の我々が使用するとなると一日400円、月間4,000円、半年定期で12,000円と言う料金が発生します。

それぞれの施設としての目標地点は違うとしても、運動の習慣化・健康づくりの方向性は重なっているものと感じております。町民福祉という視点では「オリンピック記念会館で充実した設備があるから遠くまで行かなくていい」と思われるくらいのところまで持って行ければ、今現在利用していない方々にとっても使いやすい身近な施設になっていくのではないかと考えます。

今現在は故障している機器も多少ありますけども、近年ウォーキングマシンも購入してあります。それは何回か訪れた中で人気があるように感じました。そこでお伺いいたします。今後、施設の設備の導入を充実させていくという方針はあるのかをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。コンビネーションマシンのレッグマシーンに不具合が2・3週間前に発生しております。年度内には直したいと思っております。また、他の機器の導入についてはトレーニングルームのスペースに限りもあることから無理ではないかと思っております。

また、活用の充実については、記念会館とはちょっと変わりますが、野球場の専門的な管理等も含めてスポーツトレーナーを常置して利用者への便宜を図ることや総合型地域スポーツクラブのコーディネーターともタイアップしながら町民のスポーツ活動を充実させていければと常々考えているところです。その課題として現在のところ人を常置するとなれば報酬等の人件費も必要となってきます。今後の在り方を検討してまいります。少しでも前進出来ればと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡

はい、まず人件費等のこともあるけど、出来ることであれば前向きにやりたいといったところのお気持ちは感じさせていただきました。

参考までにトレイクかたがみに対して利用数の確認を、潟上の議員さんと連絡を取り合いながらお聞きしました。令和3年840人、これは先程もおっしゃられたように延べ人数でございます。令和4年は速報値でありますけども今現在800人程度の利用があったといったところでございます。休みを考慮すると、ならずと1日平均3人程度は訪れている計算になります。これを仮に週に1回行く人が多いと仮定すれば20人位の人は通っているのではないかと読み取れます。そういった機器を充実させることで、そういった方々も近くで便利という印象を与えられれば利用者も増加すると思えます。

先程、教育長が場所が無いと、スペースが無いといったところをお伺いしましたけれども個人的にはウエイト系の機器は現在5台位あるので、ランニングマシンがもう1台位入るんじゃないかなと私は思っているんですけども…今、ウォーキングマシンが結構人気がありました。これは多分、何回か行った中で扱っている方が結構いらっしゃるんで、何でも支援を併用出来れば強弱が出来て多分健康増進とかに良い方に作用すると思うんですけど、ランニングマシンの導入等も検討いただきたいと思うんですけども、まあ、スペースの問題もあると思えますけども。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣

以前3台確かあったと思えますけど、1台減らして今コンビネーションマシン、これ結構人気があったんですね。で、スペース的にたぶんそこに1台あるとすると若干運動するには、ちょっと怪我したりぶつかったり、いろんな事も考えられます。ある程度トレーニング出来るよ



うな状態だとすると、先程申し上げましたように少しスペース的には厳しいだろうと。ただ、機器の導入については新しい物を、今のところ足すと言うよりはお金もかかることですから、機械そのものに劣化が生じて更新時期に来た時には町民の皆様が使い易いニーズに合った物を切り替えていくという、そういう方向性を持っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 はい、まず更新が来た際には、そういった検討をしていただきたいといったところで、そこをお願いいたします。

じゃあ続けて、これは特に冬場ランニングしたりとかなかなか出来ないのも、やっぱり冬場あると効果を発揮出来るのではないかと感じますので、そこは付け加えて要望というかお願いをしたいと思います。

続けて、当町の介護予防事業等でオリンピック記念会館の活用が少ないように感じます。機器やアリーナフロアがあるので活用によっては今以上の活用が出来るのではないかと考えております。近年では介護予防に特化した短時間デイサービスやリハビリ施設が増えてきております。今後の高齢化も見据えてオリンピック記念会館を利用した介護予防事業に力を入れてはどうでしょうか。運動指導士によるマシンの使い方やストレッチ指導等、普段運動している方から初心者の方まで安心・安全に取り組める環境を作ることによって住民がそういった機会を通じて施設の良さを再実感することが出来れば、ロコミ効果も含めてもっと利用が増えるのではないかと考えます。

そこで、介護予防事業等にオリンピック記念会館の活用を増やしてはどうか、といったところを質問いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 福祉課担当ですけど私の方から申し上げます。介護予防事業ではオリンピック記念会館で実施していた運動教室「元気パワフル運動教室」が自主グループ化し、「シニアパワークラブ」としてアリーナでの体操やトレーニングルームの機材を使用し、健康運動指導士からの運動指導や器具の使用方法等の指導を受けて、毎週1回健康運動に取り組んでおります。地域包括支援センターでは今後も介護予防事業の一環として町民からの要望等があれば利用したいというふうに考えているようです。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 すみません。最初にちょっとお名前を…「おたっしやクラブ？シニアパワークラブ？」私一年間の広報を見て所謂広報の裏面にはだいたい保健予防介護カレンダーとかについてるんですけども、そう言った中ではオリンピック記念会館でって言うところは感じられない、感じられなかったので今この質問になったんですけども。一回オリンピック記念会館の文字が出たのは10月号「健康まつり2022」といったところでした。一応そういったところは町として…町の事業では無い、「シニアパワークラブ」ってのは、20名程？もう一度お願いします。今の答弁、ちょっともう一回。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 以前は、「元気パワフル運動教室」で自主グループ化したんですね、行った事業が。そして「シニアパワークラブ」としてアリーナとかトレーニングセンター、現在活動には運動健康の方が町の補助と、あと受益者負担で、その方を雇ってですね、教えてもらってるというのが現状です。あともう一つ包括支援センターではオリンピック記念会館だけではなく改善センターとか現在いろんな所でやっておりますけども、オリンピック記念会館を使ってやる場所ではそういう物がありますけど、今回答、答弁したのは、もしあそこを使ってまた別の物をやりたいと、そういう要望が強ければその旨は考えて行くという、そういうふうなご返事でございました。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 まあ、自主グループ化したところで…、私のちょっと把握出来なかったところではないかと思えます。まず一旦そういったこともあると思うので、町としてもそう言ったところも検討していただくというところはございましたので、よろしく申し上げます。

私なりの視点で、短期的なオリンピック記念会館をこういったふうにやったらどうかという提案をしましたが、中長期的なスパンで考えればオリンピック記念会館という施設は

今後どのように維持管理していくのかという点が気になります。何回か聞きましたけども2階の屋根から漏水している箇所が複数見受けられ、維持していくとなれば最低でも改修工事が必要になると考えます。

そこで、お伺いをいたします。オリンピック記念会館の今後についてどういった方向性を持っているのかって所をお伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 オリンピック記念会館につきましては必要な部分を改修しておりますが、最近はいろいろな箇所に不具合が生じてきているのが現状です。全面改修には相当額の財源が必要となりますので、今後も不具合を生じた箇所の改修を行いながら管理していくしかないのかなと現在は思っているところです。全て全面やれば一番良いんですけども、それなりの財源が必要になりますので…、というふうな感じでいいですか。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君。

2番 小柳 聡 これは私がどうこう言うことではなくて、どういった方向性を持っているのかというところを確認したかったといったところでございます。まず、そうだろうなといった印象です。全面的に、出てきた所を改修していくっていったところが一番現実的かなと思いますし、それに対して何も思う所はございません。

最後にちょっと、オリンピック記念会館に関連して公園の整備に関してお聞きしたいと思います。私は過去の委員会の中でも町民の憩いになるような場を一点豪華主義でも構わないので目指すべきだという旨の発言をしておりました。先月町民の方からもご意見をいただく機会を私自身設けて同様の要望をお受けいたしました。どこを充実させるべきかという視点で考えれば、駐車スペースは勿論、町の中心部、また、勿論オリンピック記念会館エリア一帯の関連性を考えれば中羽立公園が有力と考えますけども、憩いの場として公園作りをしていくという構想はございますでしょうかというところを最後にお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。

中羽立運動公園全体の整備については、以前に数名の議員からも御提言がございました。その折に教育課としても必要な事は承知しているものの多額の工事費がかかることから、優先順位をつけて少しずつ改修を図っていきたくて答弁してきております。教育課が請け負っている学校施設、文化施設、体育施設はあまりにも多くあり、全てに対応出来ていないのが現状であります。その点をご理解いただければ有り難いと思います。

昨年度は関連してですね、小中学校の外壁、屋根の改修を行いました。今年度はB&Gの鉄骨と上屋シート設計業務等諸般を出しておりますけども、早急にそれについて工事にかかっていければと考えておるところです。

いずれ、運動公園も頭に無い訳ではございません。でも、相当、弁天球場から中羽立公園、それから駐車場なってるあたり、あそこらへんは全て整備していかないといけないものとは認識しております。ご理解いただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳聡君

2番 小柳 聡 お気持ちがすごく伝わって来ました。本当にあれもこれも出来たら最高なんですけども、あれもこれも出来ないのどれか一つとか取捨選択をしていかなければいけないというのは重々承知をしているところでございます。

ただ、こういった公園整備っていったところは案外人口誘導に関連づけて考えられるものではないかと私自身は考えますので、そういったところも含めてご検討を町当局としてもお願いしていただきたいと思います。

また、ちょっと最後にですね、いろいろこういった何か、こう充実させる事が出来れば、機器でもリニューアルした場合にでも積極的なPRをお願いしたいと、といったところを、町のフェイスブックとかもリニューアルしてかなり更新頻度も上がっていますけども、そういったところを活用してもう少しフェイスブック…、リニューアルしてしまったせいはまだまだファンがまだいないっていったところが今、そこが問題だと思うんですけども、是非積極的にPRもしていただきたいと思います。といったところで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて2番 小柳聡君の一般質問を終わります。

次に7番 村井昇君の一般質問を行います。

はい、7番 村井昇君。

7番 村井 昇

私からは一括質問方式で二つの表題で質問したいと思います。  
一つ目は、空き家の増加状況と今後の対策は。二つ目は、公民館の解体に伴う町の考え方ということで質問いたします。

先般、魁新聞に政府は3月3日の国会で空き家の抑制策を盛り込んだ特別措置法改正案を閣議決定しました。管理不十分で放置すれば倒壊や危険性が高まる物件を管理不全空き家として定め、固定資産の軽減対象から除外するのが柱で、空き家は今後も増加が見込まれるため状態が悪化する前に有効活用や撤去を進めるという方針です。市町村は国の指針を踏まえ管理不全と判断した場合、空き家の所有者に必要な対策を指導する、改善されない場合修繕や庭木の伐採など具体的な対策を勧告出来るとあります。

毎年、八郎瀨町の人口は減る一方で歯止めがかかりません。あと2年もすると5,000人を切るのではないかと私は心配しております。反面、高齢化が進み亡くなる方も多く、私の住む町内では2～3年の間に空き家が5軒も増えました。

また、昨年の暮れに長年要望していた空き家の解体が町民課の職員の努力により解体されました。大変有り難く感謝申し上げます。私の町内だけでなく、ここ1～2年で空き家はどのくらい増加しているのでしょうか。他にも解体が必要な住宅はたくさんあると思います。対策が必要なのではないのでしょうか。町に対して空き家の近くの住民や町内会から解体して欲しいという要望は無いのでしょうか。空き家を放っておくと屋根のトタンに錆が発生し強風で道路や住宅に飛んで事故や建物に損害を与え兼ねません。また、夏の高温や大雨で家の中が雨漏りになり建物の老朽化が進んでまいります。町では空き家のリスト等を作成しているのでしょうか。例えば、何年頃建てた物か、所有者がはっきりしているのか、連絡先が分かっているのか、空き家の現況を把握しているのでしょうか。空き家に対する連絡は個人情報関係で個人では対応が難しく無理な点があると思います。最終的には職員にお願いする形になると思います。高齢者の二人暮らしや一人暮らしが多くなり、空き家も増える事と思いますので、それに対して町ではどのような調査、対応するのか教えてください。

二つ目として、夜叉袋地域振興会では夜叉袋中央公民館と夜叉袋生活センター、それに十王堂の3棟の解体、撤去工事を実施することが令和5年2月の通常総会において承認されました。これに伴って町内会の集会所2ヶ所が無くなることになりました。建物の老朽化が進んで来ており改修する予算も無く、解体の予算があるうちに解体するという事です。このような状況に対して町では予算は無いのでしょうか。

また、児童館のような地域の負担の少ない県・国の補助で集会所は出来ないのでしょうか。夜叉袋児童館があるわけですが、全町内で利用するには無理な気がします。町内会にとって集会所が無いのは大変な事だと思いますので、町の方で何か名案はないのでしょうか。町内会の一本化、統合も今後考えられる訳ですが、約150軒ある町内会を一本化するのには、私はまだ早いと思いますし、リーダーになる人も大変だと思います。このような状況に対し町ではどのような考えをお持ちか今後の対策がありましたら教えてください。

また、解体することは決まりましたので、夜叉袋中央公民館、生活センターにある賞状や賞品を処分しなければなりません。それに町から寄贈されたテーブルや椅子、それに草刈り機などの備品もあります。町の承諾無しに備品を勝手に処分してよろしいのでしょうか。また、3年位前からコロナウイルスのため中止・延期になっていた町民運動会は今年は出来そうな気がします。テントや幟、太鼓等の備品を入れた倉庫も一緒に取り壊しになります。個人で保管するとなると無理がありますので町の施設を利用出来ないのでしょうか。良い保管場所が無いのでしょうか。このことについて答弁をお願いします。

議長 伊藤秋雄

はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫

村井議員のご質問にお答えいたします。初めに、ここ1～2年で空き家がどのくらい増加しているのかとのことですが、平成29年度以降、空き家に関する調査はいたしておりませんので数値は把握しておりません。解体が必要な危険空き家対策としては、空き家等が管理不全で危険な状態であると認められる時は、所有者に対し必要な除去、修繕等の対策等適正な管理について注意喚起し、必要に応じて助言または指導を行っております。

また、町民からの情報提供や町内会からの要望等があった場合は、その都度職員が現場に出向き確認をしております。現在、管理不全な状態と認められる危険空き家は6軒であります。

尚、令和4年度に解体した危険空き家は2軒であります。空き家のリストにつきましては平成29年調査時のものはありますが、建築年までは調査対象とはなっておらず、そこまでは把握しておりません。また、連絡先についても把握している物や不明の物など様々でございます。

町では今後どのような形になるかまだ分かりませんが、近い将来空き家の調査を行う事としております。

次に、地域の団体が集会所を建設する場合の国や県の補助事業は今のところありませんが、自治総合センターのコミュニティ助成事業の中に集会所建設に対する助成制度があります。助成率は、対象事業費の5分の3以内とし、1,500万円を上限として助成され、条件としては、町が認めるコミュニティ組織が実施主体となり、認可地縁団体名義での建物の所有権保存登記が必要となるほか、建設決定に対する住民の総意、土地や財源の確保に懸念が無く、助成決定後の事業実施が確実なものに限るとされています。

町内会の一本化に対する町の考え方については、昨年12月に各町内会長に対して町内会区割りの再編について役員会や総会の場において町内会の総意としての意見集約をお願いしており、令和5年4月開催予定の町内会長会議の場で各町内会の考え方を伺うことにしております。

備品の処分については一般コミュニティ助成事業で配置された座卓や座椅子、草刈り機等に関しては、基本的には所有者が町内会となりますので最終的には町内会の判断に委ねることになると思いますが、集会所の今後の方向性が決まっていなかった段階では廃棄や譲渡は好ましくないと考えます。

また、夜叉袋地域振興会では解体予算があるうちに3棟の建物を解体することですが、例えば、比較的建物の状態が良いと思われる生活総合センターを備品倉庫として残すこともあろうかと思えます。町施設を備品倉庫として使用出来るかについては夜叉袋振興会とは直接お話し合いもしていませんので現段階では判断しかねます。いずれにせよ、このような内容の協議についてお互いに相対する場を設けて進めるべきと考えております。

7番 村井 昇 今、町長の話では夜叉袋振興会のことを、あまり話し合っていないということのようですが、解体するって事も分からなかったのですか。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 町としては、そのような話は伺っておりません。今回、村井議員の質問で初めて正式に伺っております。私個人としては地域の住民ですので、その辺は分かっていますけども。それとはまた別の話でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、村井昇君。

7番 村井 昇 私は町内会の役員会に出席しているわけなんですけど、最低、話するってというような雰囲気…役員の人みんなそう思ってるってねすかな。おそらく、振興会の人もよ。振興会の方で決まったから、もう解体すること決定だすものは。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 この質問を受付して、私の方で答弁書いた後にですね、たまたま振興会の役員の方から電話いただきまして、現状の町における集会所をちょっとお聞きしたいということで先週金曜日みえておりました。その話の中で正直言いまして村井議員の方から質問も来てました、と言う話をしたら逆に振興会の方では、それはどういうことだ、と。と言うような話もされております。なので振興会の思ってる事と、議員の思っている事にはちょっと乖離があるのかなと言うような感じで私は受け止めております。

議長 伊藤秋雄 はい、村井昇君。

7番 村井 昇 まず、分かりました。ちょっと関連あるわけですが、町の方もそういう状況だっている事は聞いておりますが、私の近くの住民で建物の所有が亡くなったり、また県外に移住して連絡がつかなくなったり、また病院に入院して退院の見込みの無い住民がいます。その建物がかなり老朽化してきております。今、伐採とかっていうのも国の方でも指導しているようですが、木そのものも家さ覆ってきてる家もありますし、建物そのものは、かなりトタンも錆びてきたり家も、かしがってきたりしてきておりますので、所有者が亡くなって連絡つかないし、また、所有者が健在でも他さ移住してるし、また、所有者が病院に入院してるし、そういう人ごどうしようもないですもんね。なんか町の方でそういう空き家に対してどのように考えてるものかどうもなあと、解決方法が無いものかどうも今回聞きたくて質問したわけです。どういふものでしょう、これ。そういう空き家があるんだすものな。手の付けようねすか、やっぱり。

- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。  
村井君、あとこれで質問終わりにします。
- 7番 村井 昇 はい、分かりました。
- 議長 伊藤秋雄 町長、答えて下さい。
- 町長 畠山菊夫 危険空き家については、先程ご説明したとおりでございます。それで、そういう情報があれば私ども町内会長さん、または親族の方、そう言った方に連絡取り合いながら所有者の確認しまして指導して参りたいと思いますので、情報がありましたらお知らせ下されれば対応いたします。
- 7番 村井 昇 はい、分かりました。質問の時間も終わりと言うことで、議長から言われましたのでこれで私の質問を終わります。
- 議長 伊藤秋雄 再々質問で終わることになっています。
- 7番 村井 昇 分かりました。どうも、ありがとうございました。
- 議長 伊藤秋雄 これにて7番 村井昇君の一般質問を終わります。  
次に4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。  
はい、4番 北嶋賢子君。
- 4番 北嶋賢子 議席番号4番 日本共産党の北嶋賢子です。  
まず、ここのところ、最初に浦大町のあった事から浦大町で起きた事からご報告をしたと思います。通告は3項目となっております。  
令和5年の年が明けました。1月の17日が三吉神社の梵天祭りです。そして、毎年1月の第3日曜日に高岳山の春祈禱を行っております。これは、村あげての春祈禱でございます。入り口に塞ノ神と言う番地がありまして、ここから悪霊退散、悪霊を入れないって言うふうな、そういうふうな為にしたんだと思いますけれども、塞ノ神と言う番地があります。それで、今年は目出度いことに浦大町で100歳になる人が3人おります。この間2月15日に敏彦さんとこのトメばあさんが100歳になって町からお祝いをいただきました。この後5月8日と12月の2日に、続いて2人構えております。それもあってこの間、健康で100歳を目指すって事で、町内会で行事を始めました。土曜日だったんだけど保健課の方で来ていただいて、そして1時間スライドと講演をしていただきまして、その後はまた北嶋雄一先生から浦大町の昔話りの話をしたり、遺跡の話をしたり、その後でメンタルハートからは、年取ると体温が低くなって、この通り電気料が上がってて、電気を使えないんで、一人暮らしで人知れず誰もいない所で死んでいってる老人がいる。だから、みんなで声掛け合って助け合って行こうじゃないかという話し合いをして別れました。  
町内会の総会の時には若い人達が来るんだけど、高岡コミュニティの2階がいっぱいなるほど年寄りが集まったんです。「うあー、村にこんなに年寄りがいるんだあー」とびっくりするほどの年寄りが集まりまして。本当に楽しい一日を過ごさせていただきました。お互いに助け合って100歳を目指して頑張ろう！ってことで別れました。  
ということで、3項目の通告をさせていただきました。  
1番として、女性支援法の基本方針について。新たな女性支援の根拠法が成立しました。2022年5月19日、困難な問題を抱えている女性への支援に関する法律が24年4月1日から施行されます。地方自治体は23年度中に基本計画を策定することになります。現在の婦人保護事業は自治体の格差が激しく民間の支援団体が存在しない地域も多く、女性相談支援員の配置を目標を持って進めよと言われても、当町の様な小さな自治体にそれが出来るかどうか、これが一つ。  
大きくは困難な問題を抱えている女性への支援とあります。私の扱った問題は結果的には解決の一つとして町外に出ました事で、勿体なかったんですけども、町外に出ることが一つの解決策と言うことで町外に出ました。シングルマザーの多い今、方法はもっとあると思います。今、2カ所になっているこども園を旧小学校の跡地に建てて、2階を母子寮にしたら、2階まで不審者は来ません。その方は朝早くから周りをウロウロされたり郵便受けをカチャカチャやられたり、とても恐くていられないという方でした。2階まで不審者は来ません。当町は交通の便も良く階下がこども園なら母親も安心して働けます。母子寮を作る事によって母子世帯が増えると思うのですが、これまで生きてきて冬至前後の子育ての頃が、私は一番大変だった

と思っております。冬至は早く残るは早く日が暮れるし、そして夜明けも遅いし送り迎えするのに、今は車なんだけれども自転車で、東京は雪は降らないんだけど、本当に寒いんです。そういう所で送り迎えしましたので、これは母子寮があればいいなど、あの時は思いました。

2番として、軍縮について、軍縮と平和について。これまで、広島・長崎、どっちも3回行きました。岸田政権が誕生した時には、これで世界が平和になれると率直に喜びました。ところが、やっていることが大軍拡。敵基地攻撃能力作りの大軍拡です。何のために国会議員になったのか、政権の長になってしまうとこのようになってしまうのでしょうか。安全保障は日本国民の平和と安全を守る事が基本です。これまで、歴代自公政権は軍事増強計画を進めてきました。これを遙かに上回る大軍拡になっています。かつて秋田県で大物新人を押し上げている時に、私は東京・三多摩で現職の守りの活動をしてました。治安維持法時代に特高が家を見張っていて娘さんの葬式にも出られなかったといえます。

そして浦大町には戦時中、広島に配属され当日出張命令が出て原爆の投下を逃れたものの黒い雨の中大惨事の広島の町で救助活動をしたと話を聞いています。人には言った事が無いと、これまで人には言った事が無かったけど、おめがだながら話すんだって言うふうにして私と夫に話をしてくれました。癌で亡くなりましたけども、生きていたなら黒い雨の対象になったと思います。床の間にある父の軍刀を見る度に空の彼方へ消えていった若い命、反戦平和の願い、戦争する国ストップは私の原点です。今、戦争と平和の岐路に立っている日本。9条があるから海外で武力行使は出来ないという日本の立場が東アジアに安心と安定を育んできたと思っております。軍事的緊張が増しているというのなら、まず、軍縮を訴えるのが広島出身の岸田総理の責務ではないかと思うのですが、町長の見解を聞きたいと思っております。これが2番です。

3番として、高岡コミュニティ体育館の今後について。お彼岸も近くなり南向きの浦大町には一早く春がやって来ます。今は一面にふきのとうが、すごく出ています。この間2月25日の町内会の集まりの時には、まだ15～16個しか採れなかったのですが、それでも春の香りをみんなに嗅がせたいと思って午前中に採って、みんなに見せたら、一日市の人が「おれ、もらって行ってもいいが？」と言うから、「いいよ、これからここはいっぱい出てくるから」って言ったら、「へば、今日はふきのとうの天麩羅にする」って、このように言ってふきのとうをもらって行った方がいます。いち早く春がやって来る浦大町、梅に水仙、桜と、暖かくなると子供達の声が集落を巡ります。起伏のある集落の約2キロは、かけ足運動には最適です。ところが、体育の屋根も側も傷みが目に入ります。早朝検診の会場でもあり、修理の時が来ていると思うのですが、この後の高岡コミュニティ体育館の活用について御答弁をお願いいたします。以上です。お願いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。女性への支援に関する法律は、女性が日常生活または社会生活の中で、女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多く、問題を抱える女性の福祉の増進を図るための支援施策を推進し、人権が尊重され女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的にしております。

このような困難な問題を抱えている女性の支援施設を旧小学校敷地にこども園と母子生活支援施設を併設した施設建設についてですが、こども園については実施主体となる社会福祉法人秀麗会で今後2施設の運営を1施設で実施する方向で検討されることとなりますが、用地等具体的な内容については決定されておりません。また、母子生活支援施設については、県内の母子世帯数に応じた施設の定員も全国と比較しても多く、定員割れしているのが現状であります。

これらのことから、こども園と母子生活支援施設の併設について、現状では困難と考えております。

次に、ロシアによるウクライナ侵攻や、中国による領土拡大問題等、日本を取り巻く諸外国の軍事行動により日本国民は大きな不安を抱えております。特に、北朝鮮のミサイル発射問題は私たちにとって大きな恐怖となっております。

核兵器や大量破壊兵器などの軍縮を進めていくことは、安全保障環境を改善し、平和な世界を作るために取り組まなければならない重要な課題であると考えます。

次に、高岡コミュニティ体育館は平成元年に建設されてから33年が経過しております。昨年3月に改訂した「八郎潟公共施設等個別施設計画」では、令和7年度を目処に廃止し、利用者が町民体育館または第2町民体育館の使用が利用可能かどうかを調査すること更新等を実施する「事後保全」を行う計画となっております。

高岡コミュニティ体育館は体育やレクリエーションを通じて、町民のコミュニティ活動の推進を図る為に設置された施設であります。人口減少が進む中、維持管理費のコスト削減を図る意味でも類似施設の統廃合は検討していかねばならない課題でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 すみません。ありがとうございます。

1番の女性の基本方針についてなんですけども、私が母子寮がいいと思ったのは、私が東京にいて息子を保育園に自転車で送り迎えしてました。その時に3階建てのビルで、3階の母子寮でした。寒い中朝早く起こして、そしてよませて自転車で乗せて10分かけて保育園に行きました。雪は降らないんだけど本当に寒いんです。そうすると、母子寮のお母さん達は3階から下に降りて来るだけで、両脇に子供を抱えてダンダンと降りてきて「バイバイ、行ってくるね」って出て行くんです。そのことを考えるとですね、私はアパートに入ってから10分もかけて寒い中を保育園まで連れて行くのは本当に難儀だったんです。子供も1階から、3階からの景色は変わらないんですけど、見る景色はね、暮らすのも1階だし。3階も。だから、やっぱり子供達の為にもお母さんの為にも母子寮作れば、その方が子供も増えるだろうし、というふうな思い付きではあるんですけど、そう思ってこれを一つの題材にしました。で、柳田議員さんへ、町長の答弁ベジタブルが解散するような答弁もされてますが、本当に皆さん頑張って今までやって来たんですけども、先に立ってる人が渡部さん亡くなって、あと1年経ったらまた、うちのお父さんも亡くなって、その後私も体壊したりして、当時、地元の野菜使っているのが、秋田県で八郎潟が最下位だったんです。それで知っているのは総務課長が、給食の係でしたから一番分かると思いますけど、経緯がね、それで今、井川の教育長やってる六郷校長先生と長沢香先生が一生懸命頑張って最下位からトップまで引き上げてくれたんです。そうして頑張って来ましたが、やっぱり年には勝てなくて今回は解散することになりましたけども、新たにまた作りました人達の、今度はお手伝いに回って前みたいに村で一番畑ある家なんだけども、前みたいに作れないけれども、私の協力して、おそらく「はちらぼ」の方が中心になると思いますけれども、そうして頑張って行きたいと思っています。あと、コミュニティは、今見ると屋根も、ものすっごく錆びてるし、側も錆びてるし、夏場になると側に草が生えたら分からないんですよ。でも、今本当に酷い所が、行くと分かるので、でもね、統廃合の事なんかも出て、町長から答弁がありましたので、やむを得ないのかなあと思うような気持ちもまたあります。でも、浦大町もさっき村井議員さんも話しましたが、随分と空き家が増えました。人口も減ってきてますので、やっぱりこの後の事も考えて町の判断に任せたいと思いますけれども、良い方向に行くように願ってます。以上です。ありがとうございました。終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
3時まで休憩いたします。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 全員揃ったようですので再開いたします。  
次に1番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 1番 加藤であります。私の方からは大きい項目で4項目あります。その中で1番から4番までいきまけれども、中に細かい問題点がありますので、それについてお答えをお願いしたいと思います。

まず最初に人口減少についてですが、このことについては私が令和元年の定例議会に おいて質問いたしております。回答いただいておりますので再度質問するという形であります。この1番と2番もそうですし、4番の問題も質問した段階において回答いただいておりますので、今回新たに質問すると同時に付け加えた質問をしていきたいと思っています。

人口減少について。人口問題については、以前に町の第6次総合計画に基づいて質問いたしておるが、その後も町の人口はここ5年間の間に男女併せて500人ほど減少致しております。町では、最近のデータから読み取れる人口減少について、どのような分析をしているのか、以前質問した時にいろいろな数字をあげて町の出生回復率を何パーセントかを想定し将来どのくらいの人口で町を運営するのか聞いたところ、質問事項に無いということで後でお知らせしたいと思っています、と言う答弁をいただいております。これは令和元年9月の定例議会の答弁です。あれから、3年も経っているのです、その後どのようになっているか、お伺いしたいと思います。因みに令和5年度の1月の町の人口は5,400人位になっていると思います。それを踏まえてひとつお願いいたします。

二つ目ですが、人口の問題は、この時も申し上げましたが人口減少は町を運営していく上で一番重要な課題だと思っています。そのため、それぞれの町がいろいろアイディアを競い合っているいろいろな施策を出しているかと思っています。我が町でもいろいろな施策があったようで

ありましたが、費用対効果を考えた時にどのくらいまで目的が達成されたのか御答弁をお願いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。

2060年の本町の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では2,559人まで減少することが見込まれていますが、これに対して本町では、人口の自然減の縮小や社会増に向けた取り組みを進めることで、約1千人を上乗せした3,677人を目指すとした人口ビジョンを策定しております。

人口の推移を見ると、2015年が先程言いました社人研推計で6,215人、目指すべき人口が6,279人に対し、6,080人、2020年が社人研推計5,791人、目指すべき人口5,931人に対し、5,583人と人口減少が加速度的に進行している状況となっております。

取り組むべき施策の一つに出生数の増を数値目標に掲げており、令和元年度は目標値34人に対し、実績値が16人と大きく減少しております。町といたしましても、出産の奨励と子育て世代を応援するため、令和5年度から出産祝い金を10万円に引き上げて支給することにしております。また、不妊に悩む夫婦に対しては、県で実施する特定不妊治療助成事業への上乗せや一般不妊治療への町単独助成などの出生増を図る取り組みのほか、若い世代の結婚や子育てに向けた取り組みにも着手しておりますが、未婚化や晩婚化、女性の社会進出、結婚に対する考え方の変化など様々な要因が起因してなかなか人口増に結びついていないものと考えます。本町の人口減少の状況については、先程申し上げたとおり、目指すべき人口より減少傾向にあります。人口ビジョンについては、国の長期ビジョンにあわせた2060年までの長期展望となっており、社会潮流の変化に対応した目標値や取り組むべき施策の見直しが求められてくると思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 もう一度お伺いしますけれども、最終的に5年後の人口はいくらになるんですか。5年後、直近の5年後で。何人の人口を目指してるんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 先程、社人研の推定値、あるいは2015年、2020年の目指すべき人口を申し上げます上げましたけども、これにつきましては、国勢調査に基づいた人口でございます。住民基本台帳の人口とは大きく違ってきます。これできますと、直近で見ますと5年ごとの国調になりますので、2025年、もう2年後くらいですか。その時の目指すべき人口は5,583人となっております。

1番 加藤千代美 5,583人？。

総務課長 村井健一 5,583人。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 あの、出生率について私、前の議会で聞いてるんですよ。2025年に5,583人、今、5,400人です。確か、秋田県の出生率を見ると、1.31ですか…。秋田県の出生率を見ると、だいたい1.33になってるんですよ。するとこの5,583人に近づぐためには本町では何人の子供を想定しているんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 最終的な目指すべき人口は、自然減を減らし、社会増を増やす、社会増を狙っていくといういろんな施策のなかに、先程町長言いましたように、出生数の目標も定めてございますが、先程申し上げたとおり実際の所は34人に対し16人と、これは令和2年の数値ですけども。いずれ、出生数もご存じのとおりなかなか伸び悩んでいるのが現状でございます。直近で見ますと、令和3年で24人出生ありました。2年が26人と、令和2年に比べると少しづつ伸びてきている傾向にはございますけども、目標には達成してないというのが現状でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。



1 番 加藤千代美 私、統計的に聞いてるんですよ。今、何人とかじゃなくて。今、国で言ってるのは、私の9月定例会議の質問見てると思うんですけども、回答も見てると思うんですけど、人口が増える要素としては、その時確か、2.1無ければ人口は増えていかないと、私質問してると思うんですよ。ましてや、今1.何なんで行くと人口が段々減少していくという推移になるわけです。その辺をどう捉えているか、って事を、私聞いてるんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 今言った県の1.何なんって言う数値は、どっからの数値かよく分かりませんが、当時人口ビジョンを策定する段階の時には県内25市町村プラス秋田県含めまして、秋田県では1.36、合計特殊出生率ですね。出生率とまた違いますけども、合計特殊出生率で1.36。それに対して本町では1.26と、県よりは少なかったです。だから、これを少しでも増加させるためのいろんな施策をやっていきたいと思いますというのが出生率の像が一つでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 そうすれば、1.26って言う数字は、どういうふうにして出したんですか。

総務課長 村井健一 これ、別に目標でなく実績です。その段階での我が町の合計特殊出生率が1.26です。1.36って言う秋田県の数値もこれ実績値です。目標値でないです。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 実績で1.26って言うことは、いくら5,583人と言う目標は立てても減っていくわけですね、実際。2.1位産まないと言った人口増にはなっていないんですよ。それについては、どうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 だから、さっきから話してる通り、出生で何人産むってというのが5千なんぼの目標全てでございます。その他にも、例えば雇用を拡大しながら転入を増やすですとか、そういった事を全部含めての最終的な5千いからの話です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 じゃあ、全て含めてやる考えだと、こうおっしゃいましたけども、では、何によって、次の課題にも入ってくるんだけど、何によって増やそうとしてるんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 これは平成27年に総合戦略作成した時に加藤議員もおりましたけども、ご説明しております。四つの柱がございまして、それらを目標にして施策を進めて最終的に5千いかにしていきましょう、というのはご説明しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 その目標立てた中で当然、定住・移住の関係も出てくるでしょうし、産業振興の関係も出てくる訳ですね。その中のものについて何が主に、その計画の中でやってみた結果どこが増えて、どこが増えなかったんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。教えてください。

総務課長 村井健一 平成28年にその戦略作って、令和3年3月改訂版作って、これもご説明しております。その中には、目標とすべき、目標値に対してのその中間の数値も全部謳っております。これもお渡ししております。

1 番 加藤千代美 もらってるけど、何かやったけども、何が増えて何が伸びなかったか、ていうことを今聞いてるんだよ。

総務課長 村井健一 それ、ご説明します。

議長 伊藤秋雄 総務課長。

総務課長 村井健一 これ、一個一個説明さねばならぬすか。

1 番 加藤千代美 実績だから。

総務課長 村井健一 渡します。

1 番 加藤千代美 だから、その実績が全部増えたの？

総務課長 村井健一 だから、渡してます。減ったものもあれば、増えたものもございます。

1 番 加藤千代美 減った物もあるし、増えた物もあるってことだすな。分かりました。じゃ、次の質問に入りますけども、人口が減って行くって事は、現実に今減っているわけですね。減って行くってことは財源規模が限りなく小さくなっていくと、こういう問題についてはどう考えていますか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 生産年齢人口増えると、確かに納税力のある方々ですので、当然収入も減少してまいってま

ず。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 人口が減るって事は、財政が縮小するってことになると思うんですよ。当然、交付税の対象も人口減少の問題もあるし。そうなった時に、今32億の予算組んでるわけですが、このように人口が減少した時に、どのくらいの財政規模になると思ってるんですか。それを、お伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 そのシュミレーションはしてない？そのシュミレーションはしておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 シュミレーションはしてないってことであれば、行き当たりばったりってことになると思うんですけど。まあ、それについては聞いても答えが出てこないと思うんで、やめます。で、移住・定住について聞きたいと思います。

以前に質問した時に住民票に基づく数値をあげて、町ではこれ位の移住者、平成28年～30年度までで305名の方が転入し、その内の243名の方が県内からの転入者であると説明されています。しかし、転入者については個別面談をしていませんのでどんな職業に就いているか把握できません。移住は移住と答弁しています。その後もこの考え方は変わっておりませんか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 まず、初めに「移住」とは何か？ということですよ。移住とは、今住んでいる場所から他の場所へ移り住む事をいいます。なかでも、都市部から郊外・地方へ移ることを指すのが一般的で、遠方への引っ越しをイメージしがちですが、行政上は市区町村を越えた引っ越しのことを「移住」といいます。ただし、仕事や学校の関係で一時的に引っ越しケースもあり、移住の定義は曖昧と思っております。町では先程も申しましたが、町外からの転入者を移住と考えています。尚、転入者の職業を把握するために個別面談することは個人情報

の観点から慎重にならざるを得ません。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 私は町長と移住と移動と言うことで概念が違うと思うんですよ。移動してくるのは町外

から町内からも移動して来る方がいるんですね、住民票で。私は、それは、あなたが言ったのは移動だと思うんですよ。移住って言うのは、私一人例挙げますけども、八郎潟町に長谷川さんって方が移住してきました。で、彼が、分かっていると思うんですけど、元警察ですが、なった方が移住してきました。ハッキリとした目的があって八郎潟に住みたいと、住むためには、いろんな個所から情報を得て、ここの町に行けばこういう物があるから、私は住みたいと、これが移住だと思うんですよ。ただ何日か、何ヶ月か、または何年か移動してきてまた移ってくるの、これ、移動でしょ。これ、住民票の移動。移住って言うのは、ハッキリとした目的を持って、ここに住んでいろんなことをやると、長谷川さんの場合は、八郎潟町の文化が好きだってことでこの町の33区に移住してきたんですね。こういうのは、私、移住だと思うんですよ。最近、テレビなんかで見ていると、東京の地帯から過疎地に行つて農業経験をして、ここで安心して自分がたが生活を楽しみたいと、そういう移住が増えてるわけですね。八郎潟町の場合は、そういうような観点に立って移住してきた人は何人いるんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 移住っていうのは、行政上では市区町村を越えた物をいいます。行政上はですね。何人いるかってことについては、これ調査しておりませんので把握はしておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 それで、移住する時には、次の問題に入っていくわけなんですけど、前にも私、お話ししたんですが、移住支援「回帰支援センター」という所がありますね、東京で。東京の銀座であるんですよ。これは全国の町村会も参加しておりますし、八郎潟も勿論参加してますし、ここにおいて情報公開してるわけなんです。移住したいって人は、だいたいここに行つて、八郎潟町はどういう所かと、そう言うのを聞いて、あそこの町に行けばこういう事が出来ると、その魅力を感じた人方が地域に移住していくんですよ。

ただ、移動してきてね、仕事するっていうのは違うんですよ。移住と移動は。私、前の時に9月の定例議会に、八竜町の森山君の話したら、そんなとこ、見たことも聞いたことも無いって、何故教えなかったか、って事をこの答弁書に書いてるんですよ。森山君は商社に入つて八竜町に来て、農業をやって今、議員になってますよ。地域の活性化に大いに努力してるんですよ。そう言う方を、私は移住と思ってるんですよ。そういう情報公開してくれるのがこの「回帰支援センター」だと思うんですよ。秋田県も令和5年度から始めますけども、今、この銀座にあるわけですね。こういう所から相談を受けて来た方はおるんですか。いないんですか。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

産業課長 千田浩美 そちらの情報につきましては、2名ということになっております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 2名おるってことですね。

産業課長 千田浩美 2名です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 ということは、9月の定例議会で私に申し上げた何百人とか何百名とかがって言うのは、移住に該当しないってことでしょ。それについてどうですか。

議長 伊藤秋雄 産業課長。

産業課長 千田浩美 加藤議員の言ってるのは、あくまでも、「回帰支援センター」を通しての移住だと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 「回帰支援センター」を通じた人は2名だけれども、おそらくこの長谷川さんって人、「回帰支援センター」を通してませんよ。このことは分かっていますか。33区にいるんですよ。この方はね、「回帰支援センター」とかじゃなくて、これ、今戸の人なんだけれども、八郎潟

町の文化に惚れて「回帰支援センター」通さなくても私はここに住みたいと、住んでるわけです。そういう方もいるんですよ。だから、情報収集をしないと移住も定住も出来ないってことですよ。育たないってことより出来ないってことですよ。育たないってことを私は言いたいんですよ。で、先程から 前の問題でも言ったんだけど、出生率も1. なんぼだって、出生率とみて差がある。移住・定住とか産業振興しないと、なかなか人が増えない、こういう現状をいったいどういうふうにして打開していくのかっていうのが町の大きな課題だと思うんですよ。いろんな計画を立てたけれども、なかなか実績が上がってこない、逆に下がっていった。今、500人も減ってるでしょ、人口が。そういうことを考えた時にもっと積極的な、その移住・定住でもいいし、それから人口を伸ばすような方策ってのは考えないのか、そういうことを私言ってるんです。

まあ、答弁が無いと思うから、次にいきますけども。

次はですね、私、社会福祉法人秀麗会の運営について質問したいと思います。

社会福祉法人秀麗会が運営している公私連携幼保連帯型認定こども園について、お伺いしたいと思います。

令和2年4月に開園された認定こども園の子供達が減少傾向にあるのか、それとも増加傾向にあるのか。仮に減少傾向になった時に、その運営をどのようにして運営していくのか説明をお願いします。また、現在二つの施設で幼児教育を行っているが、いつまでこの体制でいくのか今後の見通しと施設の管理についても説明をお願いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 令和2年度からの園児数は、各年度4月1日現在で令和2年度が115人、令和3年度106人、令和4年度103人、令和5年度は見込みで105人となっております。令和2年度と令和3年度は9人減少しましたが、それ以降の3年間は、概ね105人前後で推移しております。尚、今後数年の園児数については、現状維持もしくは若干の減少傾向があるものと考えております。

こども園の運営費について町予算においては、施設型給付費になります。算定に当たっては、園児年齢別に利用定員数に応じた公定価格単価があり、その単価に園児数を乗じた額になります。現在、子ども園の2号認定の教育・保育を受ける園児、3号認定の保育を受ける園児の利用定員を130人としておりますが、令和5年度からその定員を120人にします。このことから、公定価格単価が高くなり、施設運営にも支障がないよう対応しております。尚、公定価格単価は利用定員数により違うことから、適時園児数に見合った定数を定め、子ども園運営に影響が生じないよう対応して参りたいと思います。

経営主体となる社会福祉法人秀麗会では、将来2施設で実施している園児の教育・保育を1施設で実施することを目標としており、園児数の推移を見極めながら、1施設で実施するための方向性について、現有施設の改修で対応するのか。または、新規建設で対応するのか。今後検討されることとなります。秀麗会においても自主財源の確保や解決しなければなりません。町としても1施設実施に向けて出来る限りの支援をしております。このことから、いつまでこの2施設の体制でいくのかについては、秀麗会の計画等もありますので現段階で申し述べる事が出来ません。また、2施設のうち町が管理しているのが、町が所有している、子ども園おぞら園舎（旧幼稚園舎）、それに付随するボイラー機器、園内樹木、通園バス等で、それ以外は子ども園が管理することになります。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 そうすると、町で援助するのは施設の管理とその、園舎とすれば、バス、そういう物に対して援助するということですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先程の答弁の通りでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 じゃあ、聞きますけども、2園でやって行くって方向でそれは理事長の考えがあると。施設の管理者の考えであると。こういう事ですね。もう一つ聞きますけども、保育園いわゆる秀麗会の保育士の給料っていうのは、先程は人数によって決まると、こういうお話ししていたけれども、その他に補助金があると、こういう感じでしたけども、今の保育園の給料体系っていうのは、どんなくらになってるんですか。高いのですか。安いのですか。

議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。

福祉課長 一ノ関 一人 保育園の保育士の給料については、給料表がありますので、それに従って給料を定めております。実際のところ、やっぱり国の方でもお話ししているとおり保育士の給料については、ちょっと低いというふうなことでみられております。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今、課長がおっしゃったように職員の給料は低いと言うのは全国の中でも問題になってますけれども、財政が豊かな所では独自に補助金を出している所があるんですね。で、最近法律改正になって、給料に対する緊急のあれが出来たんですね。それが適応されると思うんですが、その辺は役場は関与していない訳ですね。緊急の…。

議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。

福祉課長 一ノ関 一人 はい、先程も述べたように、保育士の給料については安いということで、そのことから昨年度については、すみません。令和4年度については、給料等の処遇最善のための補助金、これを町の方で助成しております。それから令和5年度は、保育体制強化事業として補助金をこの度の予算案に計上しております。また、それからもう一つなんですけれども、こども園の運営のための公定価格単価についても、これについて新たに給料を引き上げるための単価が設けられておりますので、徐々に改善に向けた支援は出来ているのではないかと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 役場から出てくのは委託料だと思うんですけども、この文面、論文を見てると、委託料には幅があって、ただ人件費だけじゃなくて管理とか、それから、事業費とか管理とか、人件費とか、そう言う物になってるんですが、この条文を見てみると、親権者はだいたい65から70パーセントにすれよと言うことになってるんですね。その辺はクリアしてるんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、福祉課長。

福祉課長 一ノ関 一人 その65パーセント、70パーセントのクリアについては、この後うちのほうでも調査しながら、給料が適正なのか確認した上でこども園とも協議したいと思っております。

1 番 加藤千代美 分かりました。次に、いいですか？

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 次に農業施策についてお伺いしたいと思います。

これも9月の定例議会で私質問してるんですが。

私は令和4年9月定例議会で「米」が余っている現状と、国全体で不足してる「小麦・トウモロコシ」さらには、今後5年間で一度も水を張らない農地は交付金の対象外になった。また、化学肥料の高騰、肥料の品不足等で今年度栽培が難しいと言う農家もあるようですが、このような事態になった時にどのように対処するのか質問いたしております。

これに対して町長は、現在のところ「麦・トウモロコシ」の栽培に本町の土壌や気候が適しているか調査を行った事はありません。と、こういう答弁をしております。産業課長は、小麦が適しているか否かは土壌調査をしなければ先に進むことが出来ないの調査してからということになります、と答弁いたしております。また、肥料の高騰や品不足については回答をいただいておりますので今一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ。令和5年度の予算書を私は見たんですけども、土壌調査の項目は一つもあがってません。これは、どういうことでしょうか。答弁と違うんですね。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 はじめに、小麦・トウモロコシが本町に適しているかどうか土壌調査してからということでしたが、あきた湖東農協、八郎潟土地改良区、戸村土地改良区、秋田県農業共済組合の担当職員との打ち合わせの際にそのことが話し合われており、あきた湖東農協さんで土壌分析した情報があるとのことでしたのでそれを活用したいと思います。小麦・トウモロコシは、イネ科なので栽培可能となりますが収穫機械、乾燥調整施設が無いことから現実的には厳しい

ものがあると思われま。今後も関係各機関と連携を密にしながら対策を練ってはいきたいと思っております。

次に、肥料の価格高騰につきましては、国の「肥料価格高騰対策事業」を活用しております。申請主体はJAや肥料販売店が「取組実施者」となり、5戸以上の販売農業者を取りまとめて市町村または地域農業再生協議会に提出し、確認後、県地域振興局へ提出することになっておりますが、販売農業者が複数の市町村に跨る場合は「取組実施者」が直接県地域振興局へ提出することになっております。秋肥については、令和5年1月16日が県地域振興局への提出期限となっておりますが、町を経由しないことから現在の申請者数や金額などは不明であります。

また、「取組実施者」以外の、新たに「農業者の組織する団体」につきましては、組織運営に関する規定や代表者の定め、銀行口座などが必要となりますが、秋肥の申請はありませんでした。

令和5年2月9日付の秋田県農業再生協議会からの通知では、春肥の申請事務スケジュールの変更が示されております。当初の申請受付は国の「春肥価格上昇率」公表後（令和5年1月中旬予定）となっておりますが、変更後は令和5年4月10日から受け付けを開始し、（国の「春肥価格上昇率」の公表は令和5年3月上旬を予定）、市町村または地域農業再生協議会の受付期限は令和5年2月28日から令和5年7月31日へと変更となりました。また、支援対象となる肥料は、令和4年度事業は原則として令和4年6月から令和5年2月までに購入・注文した肥料（本年秋肥、来年春肥）、かつ申請に間に合ったものとなっておりますが、原則として令和4年度事業は、令和4年6月から11月まで購入・注文した肥料（秋肥）とし、令和5年度事業は、令和4年11月から令和5年5月までに購入・注文した肥料（春肥）、かつ申請に間に合ったものに変更となっております。

肥料の高騰による品不足ということですが、あきた湖東農協さんに問い合わせたところ、「肥料は高くなっているが、一部ペースト状の肥料は若干入荷が遅れているが、他は順調に入荷しており品不足感は感じていない。」との回答を得ております。

また、町の対策としては、昨年補正予算で議決をいただきました、八郎潟農業経営支援交付金を各販売農家へ支給しております。これは、燃料・電力・肥料価格などの高騰により経営を圧迫されたことに対し、10アールあたり2,000円を助成するものでございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 10アールあたり2,000円っていうのは分かりましたけども、肥料そのものの単価に対する補助金は無いんですか。肥料の高騰分に対する補助金は無いんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 先程もちょっと申しましたけども、本町では国の「肥料価格高騰対策事業」を活用しております。そちらを活用してもらいたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 「肥料価格高騰対策事業」費っていうのは、高騰額に対して何パーセント出るんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 計算式がありまして、前年度から肥料提携の取り組みを行った上で前年度から増加した肥料に対し、その7割の支給を、7割を支援金として交付するとなっております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 7割の補助金が出るっていうのは分かりました。町では全く出ないってことですね。町としては、それに対して補助が出ないってことですね。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 町としては先程言いました、八郎潟農業経営支援交付金活用してますので、今のところ、その考えはありません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 肥料については分かりました。

その作物についての関係には、湖東農協で麦は可能だと、こういうことになっていましたね。それで、麦にもいろいろある訳です。小麦もあれば、動物用の大麦もあるし、それからビール麦もある訳です。これは、実際に作付けが可能な訳ですね。これ、時期を誤るともう来年に間に合いませんよ。私は提案するのは、行政が…、指導センターあると思うんですけど、せっかく私の隣にカントリーあるんですから、カントリーで小麦、もしくは大麦を収集するように働きかけることは出来ないんですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 れにつきましては、農協さんと相談することになります。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今の段階では、まだ相談してないってことですか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 農協さんとは相談はしています。ただし、今カントリーには米が終わってから大豆も入ります。ですから、小麦の入荷に関しては難しいということでした。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今、私何故その事を聞くかということ、地域計画策定案マニュアルっていうのは、おそらく産業課に来てると思うんですけど、その中に構築連携っていうのがありますよね。いわゆる畜産をやっている人が農家から稲ワラ、もしくは小麦、それからトウモロコシ、栽培した物をもらって、こういう事が可能だという構築連携マニュアルの中に書いてあると思うんですよ。持っているでしょ、この資料。で、私のように家畜を飼っている者はその構築連携の冠になるわけです。飼ってなくても村の中、または町村会で飼ってれば、例えばワラをやると堆肥もらって、と。そういうふうな連携があるんですけども、そういうことは考えてないんですか。考えてみたことありますか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 千田浩美 構築連携については考えておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 これは前にも私聞いたんですけど、町長は八郎潟町では家畜はやらないと、こういう答弁だったんですが、これは今も変わりませんか。言ったよ、あんだ。議会の中で答弁してる。町では家畜はやらないと答弁してる。議事録残ってるすべ。

町長 畠山菊夫 前半、ちょっと…。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今、構築連携するのはこの…、だから、地域政策策定計画マニュアル。この質問と関連していくんだけど、産業振興のなかで…、それは議事録見ないと分からない私も、いつであったか。それは、あなた答えてる。それで、俺しゃべってる。私、どういう質問したかって？それは、畜産をやるか否か、その兼業農家を…、じゃあ、まずわたしの知ってる限りでお答えするけども、複合経営をやっていくときに畜産を混ぜた農業経営をやるって言う例を出して私、質問してるんですよ。その時にあなたは、私の町では畜産はやらないと、今後もやる計画はありませんと、そう答えているわけです。ところが、今この質問のなかで出てきたのは、県の方で、国でこの農地プランを大きく変わるんですよ。その中に構築連携が出て来たわけですよ。前にも聞いたとおり小麦・大麦・トウモロコシこういった物を作ったら、畜産をやっている人に、そういう物を渡してやるっていう方策が、ここの計画に出てきたわけですよ。それで私、聞いてるんですよ。だから、今でもあんだの考えの中に畜産はやらないのかと、これを確認しているんです。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町でやるってことですか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 町直接やるんでなくて、当然畜産を振興するかってことですよ。誰かが…。だから、町でそれを振興してやっていくかってことについて聞いたら、あなたはそういう考えは無いと答えたの。その意味分かるでしょう？あなたがやるんでないよ。

議長 伊藤秋雄 加藤さん、それ何年の年に質問してるすか。

1 番 加藤千代美 あなたは、その時そう言ってないって。聞いてるよ。そしたら、畜産振興はしていく気ございませんと答えてる。

議長 伊藤秋雄 休憩します。

議長 伊藤秋雄 再開します。  
後で当局が議事録を調べてから答弁するっていうことで。いすか、加藤さん。

1 番 加藤千代美 いすよ。

町長 畠山菊夫 畜産やる人がいれば、それには支援しないってことは無いと思いますよ。

1 番 加藤千代美 いや、そう答えてるって、その時。だから、人さ、喋ってるんだよ。やらないって言ってるんだもの。

議長 伊藤秋雄 調べてからやるってことで。

1 番 加藤千代美 議事録ちゃんと残ってる。

議長 伊藤秋雄 はい、いいですね。後で調べてから、議事録調べてから答弁するって。そういうことでお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 まず、2,000円のお金と高騰分の肥料に対する7割ですか、それが出るとって事が分かったので、まずそれは良しとして、構築連携についても十分配慮して欲しいと、これは農家にとって非常に大きな問題です。これから益々肥料が入って来なくなると循環型農業、畜産を混ぜた循環型農業やってかないと、なかなか農業情勢は厳しいと思うんです。そういうことをお願いして終わりにしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 これにて、1番 加藤千代美君の一般質問を終わります。  
これにて、一般質問を終わります。  
これより各協議委員会を開いていただきます。なお、最終日は3月17日午後2時より本会議を開きます。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。どうも、ご苦労様でした。

( 閉会 午後3時50分 )



# 令和5年八郎潟町議会3月定例会 会議録

第11日目 令和5年3月17日（金）

- 議長 伊藤秋雄 ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会3月定例会は成立いたしました。  
これより、本日の会議を開きます。  
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。  
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案第9号から議案第37号までの29議案について、各常任委員長の報告を求めます。  
初めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に報告を求めます。  
はい、2番 小柳聡君。
- 総務産業常任委員長 小柳聡 （総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり）
- 議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。  
5番 石井清人君。
- 教育民生常任委員長 石井清人 （教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり）
- 議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。  
まず始めに、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、総務産業常任委員長 小柳聡君に対する質疑を終わります。  
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 質疑ないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。  
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
- 議長 伊藤秋雄 次に、予算特別委員会に付託された議案第38号から議案第44号までの7議案について  
委員長 加藤千代美君の報告を求めます。  
はい、1番 加藤千代美君
- 予算特別委員会委員長 加藤千代美 （予算特別委員長 別紙報告書のとおり）
- 議長 伊藤秋雄 これで予算特別委員会の報告を終わります。  
日程第2、議案第9号 令和4年度八郎潟町一般会計補正予算（第8号）について、  
討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第9号について、委員長の報告は可決で  
あります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第3、議案第10号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第  
4号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
（討論なしの声あり）
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第10号について、委員長の報告は可決であ  
ります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
（全員起立）
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に日程第4、議案第11号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第4  
号）について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第11号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第5、議案第12号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第12号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第6、議案第13号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第7号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第13号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第7、議案第14号 八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第14号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第8、議案第15号 八郎潟町機構改革の伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第15号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第9、議案第16号 八郎潟町個人情報保護法施行条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第16号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第10、議案第17号 八郎潟町個人情報保護審査会条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第17号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第11、議案第18号 公益法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第18号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第12、議案第19号 八郎潟町職員の降給の事由に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第19号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第13、議案第20号 八郎潟町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第20号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第20号は、原案どおり可決されました。次に日程第14、議案第21号 八郎潟町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第21号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第15、議案第22号 八郎潟町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第22号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第16、議案第23号 八郎潟町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第23号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第17、議案第24号 八郎潟町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第24号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第18、議案第25号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第25号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第19、議案第26号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第26号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第20、議案第27号 八郎潟町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第27号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第21、議案第28号 特別会計条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第28号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第22、議案第29号 八郎潟町債権管理条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第29号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第23、議案第30号 八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第30号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第30号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第24、議案第31号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第31号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第25、議案第32号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第32号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第26、議案第33号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第33号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第27、議案第34号 八郎潟町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第34号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第28、議案第35号 八郎潟町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第35号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第29、議案第36号 八郎潟町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第36号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第30、議案第37号 八郎潟町過疎地持続的発展計画の変更について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第37号について、委員長の報告は可決

であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第37号は、原案どおり可決されました。  
次に、日程第31、議案第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算について、討論を行います。  
はい、村井議員

10番 村井 剛 議案の第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算案について、修正動議を提出致します。

議長 伊藤秋雄 ただ今、10番 村井議員から提出された動議は所定の発議者がおりますので成立いたしました。休憩いたします。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開いたします。  
修正案に対する提出者の説明を求めます。  
はい、10番 村井議員。

10番 村井 剛 それでは、私から議案第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算に対する修正動議の内容を説明いたします。

まず最初に、提案理由であります。一つ、当初、商店街の活性化を目指し、はちラボハウスを拠点とした事業を展開するにあたり、“3年を目途に自立を目指す”との説明でありました。しかしながら、すでに5年を経過し自立に向けた姿勢があまり見えなく、町民の理解を得ることは、きわめて困難な状況であります。

一つ、昨年6月議会で発足した“はちラボ調査特別委員会”は9回の審議を重ね、12月議会に報告書が提出されました。中でも、“令和5年度における補助金額は1,000万円とし自立に向けた努力を示すべきである”との指摘は尊重され重く受け止めなければならないと思います。令和5年度における補助金額の1,600万円は理解に苦しむところであります。

一つ、町民の声を聞くと、補助金に頼ったはちラボの運営に対し“否定的な意見がきわめて多い”ことに耳を傾けなければならないものと思います。

以上のことから、減額修正動議を提出するものであります。

修正箇所を申し上げます。

議案第38号 R5年度八郎潟町一般会計予算 歳入では、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、1億2千8百万円を6百万減額し1億2千2百万円とするものであります。歳出では、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金、はちラボ補助金1,600万円を600万減額して1,000万円とするものであります。

従いまして、歳入・歳出の一般総額は、それぞれ600万減額し、32億2千4百91万3千円を32億1千8百91万3千円とするものであります。

よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長 伊藤秋雄 これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。それでは初めに原案に賛成の方の討論ありませんか。  
討論なしと認めます。  
次に原案及び修正案に反対の方の討論を行います。ありませんか。  
討論なしと認めます。  
次に議案 討論ありませんか。  
討論なしと認めます。  
次に修正案に賛成の方の討論ありませんか。  
はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充君 議案第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算に対する修正案の賛成討論ですけれども、はちラボは、買い物弱者対策と地域コミュニティづくりに必要な施設であります。しかしながら経営改善並びに、「はちラボ調査特別委員会」の提言事項が当初予算へ皆無に近く反映されていない状況です。町(官)が単にはちラボへ補助金を出すだけでなく、「地域をよくするために居場所と役割のあるコミュニティづくりを推進する」という目的や理念を民と共有し、自分事として町民や関係者と一緒に悩み、ともに考え、行動することが重要だと思います。必要なのは、任せきりとまったく反対の行動だと思います。

官と民は、別々の価値観で動いているところがあつて、民間は慈善事業ではないので事業継続に必要な収益をあげないといけないと思います。一方、自治体は法令やルールで縛られていて民間はそれを冷淡と見る向きもあります。そうした中で、どう官民がうまく組むか、どう摺り合わせてウィン・ウィンのパートナーシップ関係を築くか。公平性・平等性と独自性を両立させながら、官と民の資源やノウハウをエッジのきいた構想に集中投下できるかどうか重要なポイントだと思います。

以上が修正案動議に賛成する理由でございます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他に討論ありませんか。討論なしと認めます。  
これより、修正案に対する採決を行います。  
議案第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算修正案について、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、修正案は可決されました。  
次に議案第38号 令和5年度八郎潟町一般会計予算は可決されました。修正案部分を除く原案について賛成の方の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 伊藤秋雄 起立多数です。よって、議案第38号の修正した部分を除いた原案については可決されました。  
次に、日程第32、議案第39号 令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第39号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第33、議案第40号 令和5年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第40号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第34、議案第41号 令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第41号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第35、議案第42号 令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第42号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第36、議案第43号 令和5年度八郎潟町介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第37、議案第44号 令和5年度八郎潟町上水道特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第44号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第38、議案第45号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて上程いたします。本案について提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。  
本日配付しました資料の1ページをご覧ください。議案第45号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて。  
八郎潟町副町長の千田清氏は平成27年4月1日就任以降、町政発展のため多大なご尽力をいただいておりますが、任期満了によりこの3月末日をもって退任されることになりました。これに伴いこの度、小野良幸氏を八郎潟町副町長に選任したいので地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。小野氏は、長年にわたり八郎潟町職員として勤務されており、地方自治の本志はもとより行財政運営にも豊富な識見を有しております。また、人柄も誠実であり副町長として適任であると認めますのでご提案するものであります。なお任期は令和5年4月1日から4年間でございます。  
よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。お別れいたします。  
日程第38、議案第45号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて、採決いたします。採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご意義ございませんか。  
(意義なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 意義なしと認めます。議場の出入り口を閉鎖します。
- 議長 伊藤秋雄 ただ今の出席議員は11名であります。会議規則第32条の第2項の規定により、立会人に4番 北嶋賢子君、5番に石井清人君、6番に京極幸村君を指名いたしますが、ご意義ございませんか。  
(意義なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 意義なしと認めます。そのように決定いたします。投票用紙を配付します。念のために申し上げます。原案に同意の場合は「賛成」と、反対の場合は「反対」と記入し投票ください。また、白票は「否」と見なします。投票用紙の配付漏れはありませんか。  
(配付漏れなしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検してください。  
(投票箱を点検)
- 議長 伊藤秋雄 異常なしと認めます。ただ今から、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。投票してください。  
(投票)



- 議長 伊藤秋雄 投票漏れはありますか。  
(投票漏れなしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。  
立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。  
(開 票)
- 議長 伊藤秋雄 それでは議案第45号 八郎潟町副町長の選任につき同意を求めることについて、投票の結果をご報告いたします。投票数10票、有効投票10票、無効0、有効の投票の中の内訳は、「賛成」が10、「反対」が0、白紙0、以上の通りでございます。よって、議案第45号は満場一致で原案とおりに同意することに決定いたしました。議場の出入り口を解錠してください
- 議長 伊藤秋雄 次に、日程第39、議案第46号から日程第50、議案第57号までの八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。そのように決定いたします。本案について提案理由の説明を求めます。  
はい、畠山町長
- 町長 畠山菊夫 資料の3ページから26ページになります。議案第46号から議案第57号までの八郎潟町農業委員会委員の選任に同意を求めることについて、であります。令和5年7月19日に任期満了を迎える農業委員の公募をさる1月13日から2月13日まで行った結果、12名の推薦がありましたので、農業委員等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。  
なお、任期につきましては、令和5年7月20日から3年間でございます。  
一人ずつ議案として上程いたしますが、議案名及び議会の同意をを求める理由は、今説明申し上げた内容でありますので、割愛させていただきます。  
議案第46号 伊藤春光氏は、地区生産組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第47号 小玉敦氏は、秋田県農業共済組合の推薦によるもので、現職であります。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第48号 伊藤一氏は、地域保全会の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第49号 工藤清一氏は、あきた湖東農業協同組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第50号 渡部敏明氏は、地区生産組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第51号 渡部正則氏は、地区生産組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第52号 小柳伊津子氏は、農業法人の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第53号 須田政博氏は、地域保全会の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第54号 千田幸一氏は、八郎潟土地改良区の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。
- 議案第55号 齊藤良子氏は、湖東3町商工会の推薦によるもので、現職です。農業委員会委員等に関する法律第8条第6項の規定により、農業委員会の所掌事務に属する事項に関し利害関係を有しないものとして提案するものであります。
- 議案第56号 北嶋透志雄氏は、地区生産組合の推薦によるもので、現職です。農業に関し豊富な識見

を有するものとして提案するものであります。

議案第57号 齊藤隆男氏は、戸村土地改良区の推薦によるもので、農業に関し豊富な識見を有するものとして提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 あらかじめ皆さんにお伝えいたしますが、初日の議会運営委員会の報告にありましてとおり採決については、議案第46号のみ議件名を読み上げますが、議案第47号から議案第57号につきましては、議件名を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。はじめに、日程第39、議案第46号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第39、議案第46号は、八郎潟町農業委員会委員の選任に同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第46号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第40、議案第47号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第40、議案第47号について、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。議案第47号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第41、議案第48号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第41、議案第48号について原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。議案第48号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第42、議案第49号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第42、議案第49号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第49号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第43、議案第50号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第43, 議案第50号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第50号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第44、議案第51号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第44, 議案第51号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第51号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第45、議案第52号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第45, 議案第52号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第52号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第46、議案第53号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第46, 議案第53号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第53号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第47、議案第54号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第47, 議案第54号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第54号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第48、議案第55号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第48, 議案第55号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第55号については、同意することに決定いたしました。

次に、日程第49、議案第56号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第49、議案第56号について本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第56号については、同意することに決定いたしました。次に、日程第50、議案第57号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第50、議案第57号 八郎潟町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて 本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第57号については、同意することに決定いたしました。次に日程第51、諮問第1号、日程第52、諮問第2号の 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。そのように決定いたします。諮問にあたり説明を求めます。  
はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 資料の26ページをご覧ください。  
諮問第1号から諮問第2号までの「八郎潟町人権擁護委員の選任につき同意を求めることについて」であります。令和5年6月30日に任期満了を迎える人権擁護委員2名の候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、法務大臣への推薦について議会の意見を求めるものであります。  
なお、任期につきましては、令和5年7月1日から3年間です。  
一人ずつ諮問として上程いたしますが、議案名及び議会の意見を求める理由は、今説明申し上げた内容でありますので、割愛させていただきます

諮問第1号 村井環氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、多様な町民と接する機会が豊富であり、人権擁護について理解を有する者としての要件を十分満たしていると思われまので、推薦に当たって諮問するものであります。

諮問第2号 北嶋文雄氏は、令和2年7月1日より人権擁護委員に委嘱され、その職務に精励されております。人権擁護委員としての要件を十分満たしていると思われまので、引き続き候補者として推薦いたしたく諮問するものであります。  
よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより諮問第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第51、諮問第1号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、推薦することに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって諮問第1号については、推薦することとし答申することと決定

いたしました。次に、諮問第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第52, 諮問第2号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、推薦することとし答申することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、推薦することとし答申することと決定いたしました。次に、日程第53, 発委第1号 八郎潟町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について上程いたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。8番 畠山一充君。畠山議会運営委員長。

8番 畠山一充 資料は166ページからまでの内容でございます、  
発委第1号 八郎潟町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに八郎潟町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。提出者は私、議会運営委員長 畠山一充です。  
提案理由でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から議会は同法の適用除外となるため、引き続き議会における個人情報の保護を図る必要があることから、条例を制定するものでございます。  
個人情報の保護に関する条例の内容ですけれども、示されているとおり第1章～第6章までございます。第1章の場合は、総則ということで示されておりまして、167ページの目的見てもらいたいと思います。  
第1条 この条例は八郎潟町議会(以下 議会)における個人情報の適正な取り扱いに関与し、必要な事項を定めるとともに議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利・利益を保護する事を目的といたします。という総則に示されておりますが、第2章の場合は個人情報の取り扱い、第3章が個人情報ファイル、第4章が開示、訂正及び利用停止でございます、4つの節がございます。第1節が開示、第2節が訂正、第3節が利用停止、第4節が審査請求、第5章が雑則、第6章が罰則となっております。附則ですけれども、施行日は令和5年4月1日といたします。  
以上が条例の制定についての理由並びに概要ですので、どうか、ご理解をいただきましてよろしくお願い申し上げます。終わります。

議長 伊藤秋雄 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第53, 発委第1号 八郎潟町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案とおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって発委第1号は、原案とおりに可決されました。  
次にお手元に配付してあります資料のとおり追加日程が3件あります。  
このことについて本日、議会運営委員会を開催しております議会運営委員長の報告を求めます。8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 私から、3月定例会の追加案件を審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
本日、午後1時30分から第2委員会室において当局より、町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。  
追加案件として、議会事務局より「陳情について」を、当局より「湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて」を、議員発議では「議会改革特別委員会の設置について」を追加案件として上程したいとの申し出がありました。

このことから、当委員会では、追加案件として 追加日程第1 「陳情について」、追加日程第2 議案第58号「湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて」、追加日程第3 発議第1号「議会改革特別委員会の設置について」の3件を日程に追加することに決定しました。以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 伊藤秋雄 議会運営委員長の報告のとおり、日程に追加することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。追加日程第1 陳情について。討論、採決します。  
受理番号第1号 日本全体の解決すべき問題とし、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書について、討論を行います。 討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第1号について委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第1号は、委員長の報告のとおり採択し意見書を送付することに決定いたしました。  
次に受理番号第2号 消費者被害に防止、救済のため「特定商取引法平成28年度における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第2号について委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第2号は、委員長の報告のとおり採択し意見書を送付することに決定いたしました。  
次に受理番号第3号 最低賃金の改善を求める意見書の採択を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第3号について委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第3号は、委員長の報告のとおり採択し意見書を送付することに決定いたしました。  
次に受理番号第4号 最低賃金の改善にあたり中小企業・零細企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第4号について委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって受理番号第4号は、委員長報告のとおり採択し意見書を送付することに決定いたしました。  
次に受理番号第5号 庁舎内における職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について、討論を行います。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子君 あの、この陳情は、今問題になっている統一協会から出た陳情でございます。そして、ナンバー5なんですけど、一番最後の方に八郎瀨町役場の職員の中にも、押しつけられている方がいると思うと胸が痛いです。人の良さと、抗議出来ない立場の弱さを利用した卑劣なやり方が無くなることを切に望みます、このように書かれています。これをそのまま鵜呑みにすると、私はオオカミになってしまいます。そして、役場の職員が子羊になってしまいます。別

に無理矢理取れと言った覚えも無いし、こういうことやられると本当に私ももうビックリしました。

私は二十歳の時に反共団体に拉致されたことがあります。そして、かろうじて逃げる事ができて、そして今ここにいるんだけど、ものすごいね、秋田県の人達は、私は労働組合も自分で入ったし、共産党にも自分で入っていったし、そういう なんだけれども、秋田県のお母さん達は気持ちが優しいもんだから、んーと、こういうのが来るとハートが壊れてしまうんですよ。そうすれば同僚に、離婚してみたり、子供を分けてみたり、と言う、現実がそうなんです。こういうのが来ると。すると、その人に、同僚に、誰それさん、何としてる？という、みんな賢子さんみたいな人だば良いたてな。と、そう言うんです。冗談じゃないわ。そしたら私、心臓さ毛生えてるみたいじゃないの！って。まあ、言った人に言うけれどもね。実際に、反共攻撃は随分まだあるんだけど、これに負けないように、私もこれまでよく壊れないで頑張ってきたな、と思ってます、自分で。ですから、これに関してはやっぱりちゃんと採決して欲しい、と思えます。以上です。

議長 伊藤秋雄 他に、討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第5号について委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 伊藤秋雄 起立多数であります。よって受理番号第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
次に追加日程第2 議案第58号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて、上程いたします。提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日、追加提案で提出いたします議案についてご説明申し上げます  
議案第58号「湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任につき同意を求めることについて」湖東地区行政一部事務組合議会議員の齊藤一氏が令和5年3月31日をもって辞職することになりますので、組合規約、第5条第1項の規定により、知識経験者として、渡部広保氏を同組合議会議員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。渡部氏は永年にわたり消防団員として、また、消防団幹部団員として地域の防災・消防活動に尽力され、消防行政にも豊富な識見を有しております。なお、任期は、令和5年4月1日より4年間であります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。質疑終わります。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。追加日程第2 議案第58号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任について同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって議案第58号については、原案どおり同意することに決定いたしました。  
次に、追加日程第3 発議第1号 議会改革特別委員会の設置について、上程いたします。本案について提案理由の説明を求めます。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳聡 発議第1号 「議会改革特別委員会の設置について」上記の議案を別紙の通り、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。提出者は私、小柳聡、賛成者は石井清人議員、村井剛議員、柳田祐平議員、北嶋賢子議員、京極幸村議員、加藤千代美議員、金一義議員、村井昇議員、畠山一充議員、と多数の賛同をいただいております。  
提案理由を述べます。昨今、議員のなり手不足が全国的に問題化しております。当町においても町議会議員選挙は二期連続無投票で終わっており、議員のなり手不足の問題は顕著化している。秋田県内で最も議員報酬が少ないことも一因として考えられ、近隣でもそういった事情を背景に報酬や定数の見直しの動きが強まっております。  
そこで、当議会としても報酬と定数の問題、またタブレット導入をはじめとした議会改革に

ついて調査・議論すべく標記の委員会の設置を提案すものであります。

裏面をご覧ください。

次のとおり議会改革特別委員会を設置する。

1. 名称は議会改革特別委員会とする
2. 設置目的は提案理由で述べたとおりです
3. 検討内容については
  - (1) 議員報酬と議員定数及び政務調査費について
  - (2) タブレット導入や会議規則の整備について
  - (3) その他、委員会が特に必要と認めた事項であります
4. 審査方法は閉会中の継続審査であります
5. 進め方として、まずは委員会での内部検討、外部調査、講師招聘、住民との意見交換等を検討しております。
6. 委員の数は議長を除く全議員とします。議長はオブザーバーとして参加する事も可能とします。
7. 委員会の設置期間はおおむね半年間としておりますけれども、必要に応じて延長することも想定しております。

以上が設置の主旨でございます。どうか主旨をご理解いただき、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。追加日程第3 発議第1号「議会改革特別委員会の設置について」原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって発議第1号は原案どおり可決され、「議会改革特別委員会」を設置し、定員10名に決定し、私を除く議席番号1、2番と4番から11番までの皆さんを「議会改革特別委員会」の議員に決定いたします。  
それでは、直ちに第一委員会室において正・副委員長を互選していただきます。  
暫時、休憩いたします。

(休憩)

(再開)

議長 伊藤秋雄 再開いたします。それでは、報告いたします。「議会改革特別委員会」の委員長に石井清人君、副委員長には6番 京極幸村君を決定いたしました。  
以上、今定例会に付託された事件は全て終了しました。  
これをもって、八郎潟町議会3月定会を閉会いたします。  
大変ご苦労様でした。

( 閉会 午後4時07分 )



会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議会議員

議会議員